

衆議院環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日(金曜日)

午前十時四分開議

出席委員

委員長 竹内 繁一君

理事 國場 幸昌君

理事 岩垂 喜男君

理事 春田 重昭君

理事 榎本 和平君

理事 金子 みつ君

理事 山本 政弘君

理事 竹内 勝彦君

理事 藤田 スミ君

理事 戸塚 進也君

理事 福島 讓二君

理事 中村 茂君

理事 中井 治君

理事 金子原 二郎君

理事 上坂 昇君

理事 齊藤 節君

理事 数仲 義彦君

理事 上田 稔君

理事 柿澤 弘治君

理事 加藤 陸美君

理事 大塩 敏樹君

理事 正田 泰央君

理事 佐竹 五六君

理事 中島 良吾君

理事 杉本 康人君

理事 涌井 洋治君

理事 楠本 欣史君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

理事 小川 康彦君

農林水産大臣官房公害環境保全対策室長

農林水産省構造改善局建設部総合整備事業推進室長

農林水産省畜産局畜産経営課長

農林庁指導課長

林保課長

水産庁振興部振興課長

通商産業省立地公害局公害防止指導課長

建設省計画局環境管理官

建設省都市局下水道部流域下水道課長

建設省河川局水建設課長

建設省河川局河川計画課長

環境委員会調査室長

吉池 昭夫君

藤野 欣一君

香川 莊一君

原 喜一郎君

守矢 哲君

咲山 忠男君

緒方 啓二君

辻 栄一君

青木 保之君

陣内 孝雄君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

綿貫 敏行君

題については二つの流れがあると思うのです。一つは、水質保全をどういうふうに進めていくか。特に閉鎖水域においては、最近産業廃棄物、生活関連の汚水というものが、大変水質が汚染されてきています。これを保全し、より水質を高めていく。それからもう一つは、湖沼周辺の特に産業活動が盛んになってくる、それから、それらの生活が高まっていく、そういう中で自然破壊というものが起きてくる。ですから、水質の保全と自然環境というものを一体にして湖沼の環境保全を保つていかなければならない。こういう状況の中で環境庁が諮問して、御存じの「湖沼環境保全のための制度のあり方について」答申をいただきました。

そこで、大臣にお伺いするのですけれども、この答申をどのように評価しているか、お伺いしたいと思ひます。

○上田国務大臣 お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、中公審の御答申の内容に盛り込まれておりますいろいろな諸施策につきましましては、環境行政にとりまして非常に示唆に富んだ有益なものでございます。これはぜひとも実行をしていかなければならないものであると考えております。

○中村(茂)委員 今大臣が言われましたように、非常に示唆に富んでいる、何とか実行していかないといけない、こういう評価でございます。そういう評価だとすると、今度出ておりますいわゆる湖沼についての保全問題は、私も聞くとところによれば、当初環境庁が考えた湖沼に対しての法案は湖沼環境保全についての法案ということで、水質ばかりではなしに自然的環境まで含めての保全という考え方に立っていただようでありますけれども、今回出された法案によりまして、湖沼水質保全ということで水質ということにおさまられて

おります。自然的な環境、言いかえれば、名前すら変わってしまつた。どうして水質保全のみに限定したのか、その経過と、そういうふうになった考え方についてお伺いしたいと思ひます。

○上田国務大臣 湖沼を取り巻いております環境問題の中で最も深刻なものが、今先生からお話をいただきました水質汚濁の進行でございます。この水質の汚濁進行というものが非常に深刻でございますので、それを中心にとつ緊急を要する湖沼対策といたしまして取り上げさせていただきましたものでございます。この湖沼法を成立させていただきました。その運用と相まって、そうして今答申をいただきました中のほかの項目につきましては、いろいろ現在法律もございまして、それを十分に駆使いたしまして全力を挙げてやらせていただきます。こういうふうにご覧いただよう思ひます。

○中村(茂)委員 大臣、先ごろ答申をいただいた「湖沼環境保全のための制度のあり方」の第一項に「湖沼環境の現状と問題点」というところがあるわけですが、その一番後ろで「湖沼の環境保全を図る上では、湖沼の水質及びその周辺の自然的環境を一体のものとして保全することが肝要である。」「一体のものとしてやらない、そうでなければ湖沼全体の環境保全は保てませんよ、こういうふうにご覧いただよう思ひます。第二として、「新たな湖沼環境保全制度の必要性」という項の後段でも、「しかしながら、無秩序な市街地化、湖岸の人工化等が進行している湖沼も少なくない。湖沼の総合的な環境保全の見地から、湖沼周辺の自然的環境保全のための対策の一層の充実を図ることが必要である。」「こういうふうにご覧いただよう思ひます。

いろいろ経過はありますけれども、こういう答申が出て、これは示唆に富んでいる、できるだけ実

本日の会議に付した案件

湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出第四八号)

○竹内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の湖沼水質保全特別措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村(茂)委員。

○中村(茂)委員 まず、湖沼の環境保全という問

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

昭和五十九年五月十一日

第一類第十四号

環境委員會議録第八号

施している、こういうことでありますから、この際湖沼保全に關しての法案を提出するということが、やはり水質と自然的な環境の保全ということを一體的なものにした法案でなければ意味をなさない、私はこういうふうにするのです。ところが、水質だけになってしまった。言いかえれば欠落した法案ではないかというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○佐竹政府委員 確かに今先生が引用されましたようなそれぞれの趣旨の中公審答申を私もはいだいておりまして、そのこと自体については私どもも十分尊重してまいるつもりでございます。

ただ、この中公審答申の中でも、先生も既にお読みになっておられると思いますけれども、それでは湖沼周辺の環境保全のためにどのような政策手法で対応すべきかという点については、まず、湖沼の自然環境の保全を図るに当たっては自然環境保全法、自然公園法、森林法等々、既存の諸制度を活用することが重要であり、なお必要に応じて、湖沼の自然環境の持つ水質保全機能及び親水機能に着目した新たな指定の制度を設けた、かようなことになっております。政府部内でもいろいろ検討した過程におきまして、まず一次的に現在既にある各種制度を活用して対応すれば十分ではないか、かような趣旨からこの湖沼法におきましては二十五条において、「国及び地方公共団体は、この章に定める他の施策と相まって指定湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に努めなければならない。」というふうな規定にとどめたわけでございます。このような規定を設けた場合には、やはり当面緊急に必要である水質保全ということを法案の名称とすることが適当であろう、かような法律技術的な理由もございまして、御指摘のような法案の姿になったわけでございます。

繰り返して申し上げますが、私どもは答申の趣旨は十分生かすつもりでございます。ただ、その手段といたしまして既往の制度を使つてやれば一応できるのではないか、その結果として法案の姿

と申しますか、題名もやや限定されたような形になったわけございまして、この間の事情をひとつ御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

○中村茂委員 一體的なものとして、そういうベターな方法でいくというのが一番いいけれども、切り離して、自然的な保全についてはこの答申の趣旨に基づいて精力的にやります、こういうことならそれなりに私も考えていきたいと思ひますけれども、こんなものは分けてやつたていいんだという言い方だというと、私どもはなかなか納得できないのです。

水質保全じゃなくて、もともと皆さんの方で環境保全ということをつくった原案も私は見ました。一番先の原案に目を通させていただきます。それによると、この答申の中身がほとんど入っているのですよ、素直に。ところが、今度水質になって、他のところは答申で出ていますから尊重します、こういうふうに言われてもなかなか納得できないわけです。しかし、法案は出ていますから、他の点についてはまた質問していきたいと思ひます。

そこで、湖沼、閉鎖水域の汚濁防止ということについては、冒頭にも申し上げましたけれども、有機物による汚濁と富栄養化の両面があるというふうな思ふのです。この湖沼法をずっと検討してみますと、有機物による汚濁防止に重点が置かれていて、富栄養化の問題、それから、その原因となつていて、窒素、燐の規制、この点が非常にあいまいだというふうな思ふのです。したがって、この富栄養化防止策についての皆さんの対応、それから、この法案との関連を、明確な答えをいただきたいと思ひます。

○佐竹政府委員 湖沼の富栄養化現象につきましては、ただいまも御指摘もございましたけれども、要は湖沼周辺の社会経済活動が活発化することによつて産業系あるいは生活系の汚水が流入し、湖の中に栄養塩類が豊富になった結果、植物プランクトンが異常に発生する、その結果がアオコや

淡水赤潮の発生というように、さまざまな水利用上の障害をもたらす現象である、かように私どもは理解しているわけでございます。

私ども、従来湖沼につきましても水濁法に基づきまして一般にCOD物質でその流入規制をしてまいつたわけでございますけれども、窒素や燐が流入する結果、それが内部でいわば有機物質を内部生産するというようなことがあるので、従来の対策ではどうも不十分である、こういうような認識に立つたわけでございます。

さらにまた、その窒素、燐の流入する発生の原因について見ますと、一つは、産業系と申しますか、工場、事業場からの排水、もう一つは、生活系の汚濁でございます。特に湖沼周辺につきましましては、先生も御指摘の諏訪湖周辺等におきましても生活系汚濁負荷の割合がかなり高いという状況にございます。前者の産業系の事業場あるいは工場等からの排水につきましては排水規制で対応できるわけでございますけれども、生活系汚水からの窒素、燐等の排出につきましては、これは下水道、尿浄化槽、尿処理施設等の施設の整備が必要になるわけでございます。

私ども、以上のような認識に立ちまして、まず第一的には、窒素、燐につきましましては水質汚濁防止法を適用することによつて、広く、かなりの数の湖沼について窒素、燐の流入を規制する必要があるということ、ただいま御審議いただいております湖沼法と並んで、現在、別途中公審に窒素、燐の排水規制について諮問をしている段階でございます。この答申を得まして水濁法に基づき窒素、燐の規制を考えているわけでございます。

一方、湖沼につきましては、先ほど申し上げましたように、産業系の汚濁に加えて生活系の汚濁もあるわけでございますから、排水の規制と生活系の汚水対策である下水道等の整備、この規制と事業を車の両輪として進める必要があるわけでございます。これについて湖沼法の中の水質保全計画に基づいてこれを計画的、総合的に進めてい

こう、かように考えているわけでございます。したがいて、窒素、燐につきましても第一次的には、広く、湖沼法による指定湖沼だけでなくその他の湖沼についても、富栄養化しやすい湖沼については水濁法に基づいて規制を行うわけでございますが、さらに必要があればその上乗せといったしまして、湖沼法に基づきまして指定湖沼について負荷量規制を行う、かようなことも法律上できるようなになっているわけでございます。

以上、るる申し上げましたけれども、要は、窒素、燐については指定湖沼に限らず広く水濁法で一般的に規制措置を講じていく、湖沼法につきましましてはその規制措置に加えて事業を車の両輪として総合的、計画的に進めてまいる、かような関係になっているわけでございますので、ひとつ御理解いただきたいというふうに考えておるわけでございます。

○中村茂委員 今の答申の中に、かなりの湖沼について規制という、かなりという言い方があつたのですけれども、私どもが承知している限りでは、今審議しておりますこの法案の提出の過程で、通産省との間に「湖沼について窒素、燐の規制を行う場合は地域を限って規制することの適否を検討する。」という覚書があるということを私どもも聞き知っているのですけれども、これは何を意味しているのですか。

○佐竹政府委員 これは、私どもの政府部内の折衝過程でそのような議論が、昨年湖沼法の提案に際して行われたことは事実でございます。

その趣旨と申しますのは、先ほど申し上げましたように、窒素、燐の規制と申しますのは、単に規制措置のみでは目的を達成することができない、同時に生活汚水に対する対策が必要である、これを車の両輪として進めていくべきであるというところ。さらに、もう一つ申し上げますと、我が国の湖沼というもののについて広く取り上げれば、これはいわゆる沼まで含めれば相当数の、非常に多くの数がある。そのうち特に窒素、燐の規制を必要とする湖沼というのはある程度限定されてい

るのではなからうか。したがって、そういう特に緊急性の非常に高いところからやっていくべきではなからうか。こういうようなところから、先生が今読み上げられましたように、ある程度重点的な湖沼について規制していくことがこの水濁法の体系上できるかどうかということから、今お話しのような了解事項が交換されている、かような次第でございます。

○中村(茂委員) 環境問題について、水質をきれいなものにしていこうという問題の中で通産省が物を言って、それで環境庁と窒素、磷について規制する場合に一部に絞っていこう。皆さんが本当に環境というものを中心に考えて、今あなたが言われたように、全部といったって一万もあるところは大変だから千三百ぐらいに絞っていこう、環境という立場で純粹に考えてみんなそういうふうになつてきたら私は文句を言わないのですよ。ところが、環境の問題と別に関係ないというふうに私は思ふのです。しかし、そのもとなる磷、窒素というところへいくと問題が通産省にあるわけです。業界との関係が出てくるわけです。だから、業界の代弁のような形で環境のところへ口を出してきて、皆さんのところでこういう問題が政策で決定されてくるというところに私は非常に不快感を持ちますし、いわば圧力というか、そういうものに環境庁は屈してはならない。そうでなければ環境行政というものは進んでいけません。私は一般質問のときにも申し上げましたけれども、そういう毅然たる態度で臨んでいただきたいということをお願いしておきます。

それから、滋賀県の琵琶湖の富栄養化の防止についての条例、茨城県の霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例、これはそれぞれ制定されて非常に水質保全に成果を上げているというふうにお聞きしているのですけれども、こういう条例については環境庁はどういうふうにお考えですか。

○佐竹政府委員　ただいま御指摘のありました滋賀県の琵琶湖富栄養化の防止に関する条例は五十五年七月一日から施行されております。同じく茨

城県の霞ヶ浦富栄養化防止条例は五十七年九月から施行されておりまして、その内容については、工場、事業場等に対する窒素、燐の規制、それから、それを排出する施設について届け出あるいはその変更命令、それから有機合成洗剤等の使用についての禁止の措置、それから農業、畜産業、魚類養殖業等についての指導、さらに生活雑排水対策、こういうものがその内容になっておるわけでございます。

滋賀県、茨城県等がとにこのような取り組みをなされたことには私ども大変深い敬意を払っている次第でございます。この条例の相当部分の内容については私ども今回の湖沼法案の中に取込み込んであるわけでございます。また、法律技術的に申ししても、その条例の大部分、特にその規制に関する部分については湖沼法あるいは水濁法上当然位置づけられることになるわけでございまして、その以降、湖沼法が施行されたことによつてその条例が矛盾するようなところが出てくるということとは特段にはないというふうに判断しております。

○中村(茂)委員 次に進めさせていただきます。
現実にはこの法案が、それぞれの湖沼に対して
どういうふうに適宜されていくか、もう少し具
体的に例を挙げて私は申し上げたいと思うの
です。
諏訪湖の浄化対策、この問題について説明を
申し上げて、この湖沼法との関連についてお答
えいただきます。

瓢湖湖の浄化対策については六点左右に挙げて対応しているわけであります。一点は、流域下水道の普及を行うことによって浄化対策の一にしているわけであります。二番目には、しゅんせつ事業、三番目、水草の除去、四番目は、指定に基づいて環境基準の類型指定、これは皆さんの指導で行われたわけであります。五番目として、排水規制の強化、これは四十八年三月三十日付の上乗せ排水基準を新設して、既存のものとあわせて実施している、こういう状況であります。六番目として、清浄衛生の思想高揚、これはこの周域の町

村で諏訪湖浄化対策連絡会議というものをつくってチラシなりポスターなりでそれぞれ宣伝して浄化思想の高揚を図って、住民の協力を得て運動として展開している、こういう問題であります。

そこで、具体的にお聞きしたいわけですが、先日も、諏訪湖については、この法案が通れば知事のも、

申請があれば指定湖沼になるわけでありますか。

○佐竹政府委員　指定湖沼について諏訪湖が果たしてなるかということでございますけれども、湖沼法の適用をするための指定につきましては、法律の第三条で、都道府県知事の申請に基づきまして、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、また確保されないこととなるおそれが著しい湖沼で、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁状況の推移等から見て特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があるものについて指定する、かようなことになっております。

諏訪湖につきましては、その湖沼の規模、流域の広がり、一般国民の観光としての利用というようになこと全般から考えまして、これはまさに指定に値するものである、かように私どもも判断しているわけでございまして、知事さんの申し出があればその手続をとりたい、かように考えております。

○中村茂委員　それから、地域指定というのがありますね。これも諏訪湖に例をとってみますと、諏訪湖は盆地の底にあるような湖水でございしますが、比較的浅い、そして川が七本入っていて、その中から出る方は一本で出ていく。今のところはその七本の川のうち二本の川については湖面上水質の測定所二つ、それから二本の川についてはそれぞれ二カ所ずつ流域と下流の方に四つ、入り口の水のところで六カ所、出口のところに一カ所、それから湖水の中ではやはり六カ所、それぞれ測定しているわけでありますが、川が七本もあるというように、全体的に川がずっと流れ込んできている。それから、湖水の周辺は温泉街がありまして非常に栄えている。片方、岡谷を中心にし

て工業地帯がある。それから、川の流域の方へ行くと茅野市というふうに、大きな市や町がある。そういうふうを考えていきますと、この地域指定というのは、こういう諏訪湖みたいなところになる当てはめるとどういう手続、どういう形になるわけですか。

○佐竹政府委員　まず、地域の指定についてでございますが、これにつきましては法律の三条二項で「内閣総理大臣は、指定湖沼の水質の汚濁に係る係がある」と認められる地域を指定地域として指定するものとする。」かようになっていくわけでございします。さらに、その三項で、特に指定地域の方についてでございますけれども、内閣総理大臣は、指定湖沼または指定地域を指定しようとするときは、都道府県知事の意見を聞かなければいけない。それからまた、知事さんは、その意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聞かなければならない、かようなことになっているわけ

けでございまして、私どもの理解するところでは、関係があると認められる地域と申しますのは、いわゆる集水区域と申しますか、そこに降った雨等の水が全部諏訪湖に流れ込む、その地域が、関係ある地域ということで原則的に指定を受けることになるわけでございまして、その指定をするに際しましては知事さん、市町村長さんの御

意見が反映するようになっておりますので、その手続をとった上で、ただいま申し上げましたような集水区域を指定地域として指定してまいりたい、かように考えているわけでございます。

○中村(茂)委員 それから、今度の法律によりますと計画を立てることになっているわけでありますけれども、この計画を立てる場合の今申し上げた六項との関係、これはどういうことになるわけですか。

○佐竹政府委員 法律の第四条に「湖沼水質保全計画」というのがございまして、指定湖沼及び指定地域が定められたときは、国の定めます水質保全基本方針に基づきまして、五年ごとに、当該指定湖沼につき湖沼の水質の保全に関し実施すべき

環境庁といたしましては、この規定の趣旨にのっとりまして、技術的な助言、資料の提供等の可能な限りの援助を行っていく所存でございますし、また関係省庁に対しましても、例えば事業実施の過程での事業の優先採択等の協力をしていただくように要請してまいる考えてございます。

湖沼の水質の浄化が緊急かつ非常に重要な課題であるというようなことは私どもも重々承知してございます。また、先生御指摘のとおり、湖沼をめぐります自然環境の保全、これがまた重要なことであることも十分承知いたしておるわけでござ

います。

ただいま環境庁の局長の方から御説明ありましたように、環境庁との折衝の過程におきましては、建設省としては、既存の各種制度を活用することによってそのあたりの自然環境の保全、これは十分確保していけるのではないかというようなことで折衝を重ねてまいったわけでございます。

具体的に申し上げますと、都市局関係につきましては、いわゆる都市計画法が柱になるわけでございますが、都市計画法に基づきます風致地区制度あるいは都市緑地保全法によります緑地保全地区の活用、あるいは御存じのとおり公園制度もございますし、あるいは河川局関係になりますと、いわゆる河川法に基づきます河川区域、これは湖辺が入る場合は湖辺も当然対象になってまいりますが、河川法によります適正な河川管理の実施、あるいはちよつと形は変わつてまいりますが、面的な管理という意味で、公有水面埋め立てに關しましては、公有水面埋立法によります環境の保全への配慮というようなことで指導したりしてまいつておるわけでございます。

このような制度を十分活用してまいりますれば、御指摘のような問題につきましては、私どもは私どもなりに十分対応していけるのではないかと、というように考えてまいっておるわけでございます。

以上のようなことでございます。

○中村茂委員 いろいろ項目について質問してきましたけれども、大臣にお伺いしたいのですが、先ほども言いました答申では、特に項目を設けて、「財政的措置」ということで取り上げているわけであります。非常に大事なところですから、そのまま読み上げてみたいというふうに思うのですが、「国は地方公共団体にに対し、財政上できる限りの援助措置を講ずべきであり、また、国及び地方公共団体は事業者等に対し、金融、税制上の助成措置を行うよう努める必要がある。特に、生活排水対策としては下水道整備等のより一層の促進策が基本であるが、下水道未整備又は未計画地域に

おける家庭の雑排水を含めた生活排水処理対策に何らかの援助を与えることも考慮すべきである。」言いかえれば、国は地方公共団体に財政的な援助をできるだけしないよ、国、地方公共団体は、それを行うところの事業者に金融措置、税制措置を行いなさい、生活雑排水等下水道、こういうものについても相当の援助を行ってやっていきなさい、援助規定を強く要求しているわけですね。

ところが、今度の法案では、国の援助という程度で、先ほどもお話ありました、せいぜい計画を立てるときの経費か、あとみんなに周知する宣伝ピラくらいなもので、こういう基本的なものについては先ほどからやりとりしていますように既存の補助または優先的に扱うということ以外には出ていないわけですね。

そこで、この法律が施行されていくということ
なら、それなりの環境保全が進むという実態が出
てこなければ実質的に法律をつくった意味はない
と思うのですね。ですから、そこら辺のところは
先ほども何回か繰り返していますけれども、環境
庁が中心になり、それぞれの省庁が協力し合つて
この実効を上げていくという体制をつくっていた
だきたいというふうに思う。そういう意味を含め
て、大臣にひとつお答えいただきたいと思います。
す。

○上田國務大臣　お答えを申し上げます。

先生御指摘のとおり、この計画でございますが、この計画に基づいて実施をされる事業に対して財政上の優遇措置を講じてもつと強力にやるようにすべきであるけれども、それができておらないうという点なので、それではどういうふうにしてそれを率先してやるようにするか、こういう御質問であらうかと思うのですが、この優遇措置ができますとそれは非常に促進をするのでございますけれども、今回立てさせていだきましたこの計画は、五年ごとに知事さんが計画を立てて承認を受けていただく、こういうことになるわけでございます。そうして、河川管理者には

もちろんその内容を十分に承知していただき、また各省の方にもその計画につきまして承知をしていただく、こういうことになるわけでございますので、例えば五年間でしゅんせつほどの程度にやりますという数値が出てくるわけでございます。そうしてまた、この範囲のしゅんせつをやりま

す、また水草につきましては、この程度の地域をいつまでに除去するようになしますとか、あるいは今の流域下水道は五年間にこの程度に進めます、そういう計画が計画にのってくるわけでございます。したがって、それを各省の方も承知をしていただいておりますので、予算の重点配分をその点にひとつお願いをいたしたいということと、環境庁の方といたしましても関係省庁への要請をしてまいりたい、こういうふうにかえておるところでございます。

○中村茂委員 諏訪湖について東大の社会学の研究室、それから信大の諏訪湖についての実験所、この両者で世論調査、住民調査をしたわけでありました。昨年の三月に行つたわけでありましたけれども、それによりますと、諏訪湖の現状についてという問いに対して、非常に不満だ、これが四六・三%、やや不満だ、四二%、九〇%に近い人が諏訪湖の現状について不満の意を表明しておるのです。そのほか幾つかとてありますけれども、その一番大きな理由は、非常に湖水の水が汚れて汚くなつてきている。それから、水辺について情緒がなくなつてきて、湖水へ行つて眺めてみるような気になかなかない、こういうのが非常に大きな理由で不満が出てきているわけですね。

こういうものに対してどういう努力をみんながしていくべきかということについては、やはり広域下水道の処理施設を完備して、整備して早くやってみらいたい。それから、合成洗剤の使用、こういうものについてもみんな協力しなければならぬ。なかなか湖水はきれいにならないじゃないか、こういう人が、前半の広域下水道の方が五三・一%、それから合成洗剤の方が二三・一%というふう

に、相当住民意識についても関心を持ってきてくれるわけなんです。ですから、これからの行政についてもこういう点を十分参照していただきたいというふうに思います。

最後に、前のときも質問したわけでありま
れども、環境影響評価法、環境アセスにつ
いて大臣も何回か、この国会に再度提案し
ます、こういふふうに言ってきたわけであ
りますけれども、二十三日でこの国会は終
わりますので、恐らく会期延長もないのじ
やないかと思ひますが、もう出ずる時期は
なくなりました。今の心境はどうなんで
すか。

○上田國務大臣　アセス法案につきましては、私ども、なおこれはぜひとも出さしていただきたいというところで、各省の方に現在も折衝をいたしてしております。正式の回答はまだ来ておりませんが、いろいろ御議論もあるのでございます。また、与党の方の政調関係の方におきましてもいろいろ御議論がございます。そういう調整をとっていただきたいということと懸命になって、二十三日にはぜひとも審議を終えて成立をさしていただきたいと念願をいたしております。

○中村(茂)委員　ここに五十九年版の環境六法があります。これは五十九年二月十五日発行というわけであります。今まで国会に出されていた環境影響評価の法案が参考資料としてこの一番最後後に載っているわけですね。ここに括弧して書いてありますように「昭和五六・四二八内閣提出 第九十四回国会閉法第七一号」、これは廃案になったのです。国会に出ているのじゃないですよ。これを幾ら参考資料だといつてもこういうところには載せておくということは私はどうしても納得できないですね。まあ通つていないけれども、今この法案会にこの法案があつて、それで参考にとこの法案が出ていますということで括弧書きのように「閉法第七一号」ということで案で載せてあるというならまだ——これは去年廃案になったのです。二月というのはこしですから、その後出たのです。私は正直に言つて、大臣は責任感の強い

人ですから、言っているとおりこの国会に恐らく出てくるだろう、出てくれば、国会にあれば参考ぐらいいいんじゃないかと思つて今まで黙認してきたわけですが、いよいよここまで来れば、これを削除してください。

○加藤(陸)政府委員 お答えいたします。

大変恐縮でございますが、実は、環境六法というこの冊子は主に環境関係の実務家を対象に市販されておる法令集でございます。役所ではございませんという点をまずお断りしなければなりません。

参考資料の点についてでございますが、これは国会に提出されたという点もあつて登載されたのであろうことは確かだと存じますけれども、廃案になったらもう載せないとかということでもなしに、実務家の参考としてということでございますので、その辺は願望とか気持ちとかというのはまた別にいたしまして、ひとつ御理解賜りたいと思つておられます。これを削除するというのはちよつと今私どもの方で直接またそうするわけにもまいりませんが、ひとつ御理解賜りたいと思つておられます。

○中村(茂)委員 私は削除と言つたけれども、別に削除する必要もないけれども、しかし廃案になつたわけですね。それで、監修はするわけでしょう。廃案になつた法案を参考といつて載せる、これは本当に国会をばかにしている話ですよ。だから、別に削除することはないけれども、やはり法案の扱いはもう少し厳肅に受けとめてやつていただきたいと思つておられます。廃案になつたものを幾ら参考だといつてもこれに載せて、まだそれが正しいような言い方をされちゃ、こつちがたまつた話じゃない。忠告しておきます。

以上で終わります。

○竹内委員 次に、岩垂(喜)男君。

○岩垂委員 湖沼法とアセスメント法案というのは非常に深い関係がありまして、理事会、委員会でも大分議論をしまひりまして、私ども政府原案に賛成をする立場ではございませんけれども、

環境庁長官やあるいは中曽根内閣の環境行政に対する一つの何か取り組みのパロメーターみたいな意味で、この国会にアセスメント法案、環境影響評価法がどういう形で出てくるんだろうかというふうな私ども待ち受けていたわけではございますが、三月の長官とのやりとり、かなり時間が過ぎておりますが、その後実を結んでおりませんし、国会の会期は二十三日ということではございますので、もうあと十幾日しかございません。私なりに、自民党の諸先輩もおられますけれども、この衝にある、責任のある、あえてお名前を申し上げませんけれども、皆さんともお話をしたことがございます。非常に難しい状況にあるということをご私に受けとめざるを得ません。

率直に申し上げますけれども、今国会の会期、つまり五月二十三日までに出てくる可能性を私たちは難しいと判断いたしますが、長官、どのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○上田(國)務大臣 お答えを申し上げます。

環境影響評価の問題でございますが、これは三年前に法律案として出させていたものでございまして、その以前から、またその後も各府県また大きな市におきまして、そういう法律がまだ通つておりませんので、決めていただいております。その中で、実際上アセスを大きな事業あるいはまた企画をやるときにはやらなくちゃいけないというところから、条例または要綱というような形でこのアセスを実施しておられる、お決めのいたしておるのでございます。また、関係省におきましても手続をお決めいただいて、そしてアセスの実施ということをおやりいただいておりますのでございまして、その数が今二十五県に及んでおるのでございまして、そしてその内容を拝見いたしますと、その手続がいろいろばらばらになっております。したがって、このばらばらになっておりますものをやはり秩序のあるものにしなければいけないのではなからうか、環境庁といたしましてはそういう考え方で法案を案を出させていたもので、廃案になつたのでございますが、これはああいふ

ことで廃案になつたわけではございますので、これはまたぜひとも出させていたいただきたい、こういうことで実はお願いをしておりますが、各省におきましてはまだ正式には御回答はいただいております。また、自民党の各部会の方におきましては、今いろいろ御討議をいただいておりますが、まだ結論はいただいております。

こういうふうにして、先生の御指摘のとおりだんだんと期日が迫つてまいりますので、これはやはり政調の方で何か結論を出していただかなければいけないのではなからうか、こういうことで今お願いをいたしておりますけれども、私は二十三日に對して成立の望みをまだ失つておりません。今国会には何とか成立をさせていただきたいと思願をいたしております。

○岩垂委員 念願と実態とはかなり乖離がございまして、長官の御努力にもかかわらず、むしろ二十三日というのはもう無理だという判断を私は持たざるを得ません。

率直に言つて、どうですか、ここまで来て、念願をいたしております、努力をいたしておりますと言われても、私どももこれに対する対応というものもそれなりに考えざるを得ませんし、我が党も実は提案をいたしておるわけではございますので、それらの扱いも含めて、今後の審議のあり方などに関連もございまして、長官、率直に言つて、難しいとお考えになつていらっしゃるでしょうか。その辺はどうですか。

○上田(國)務大臣 まだ望みを失つておりません。

○岩垂委員 政治家というのは大変無責任だと思ふのです。前向きに善処しますというような答弁と同じように、望みを失つておりません。それは、あなたにとつてみれば、望みを失つていないでしょう。私が尋ねているのは、二十三日というのはもう物理的に日程がないわけですよ。私なりに政調の作業みたいなものについても、間接的にはございまして、承つております。それらも含めて、会期というものと我が党の提案との関係もございまして、くだいようですが、それじゃ、や

れると思つていらっしゃるでしょうか。その望みというのは、物理的可能性のことを前提にしておつたやつておられますか。

○上田(國)務大臣 今国会におきまして成立を期するべく、努力をいたしておるところでございます。

○岩垂委員 今国会、延長なんて動きもございまして、問題は、今会期中に一体どのような御努力をなすつて、どのような結論が得られたかというところが一つのバロメーターだと私は思つていたわけですよ。ところが、今日に至るもいまだに三月の御答弁と余り変わらない、一つも進んでいない。党内情勢もさることながら、進んでいないという状態を私は受けとめざるを得ません。その点はその中で、私たちはこのアセスメント法案というものと湖沼法というのは一体のものだ、いわば本法と枝法みたいな意味を持つておるという表現を使つた方もおられますが、そういうことで見詰めてまいりましたけれども、そういう事態にもかかわらず湖沼法の審議に入らざるを得ない。大変遺憾だと私は思つておられます。

そういう点で、環境庁長官がどういう御努力を最後に二十三日までになさるおつもりがあるのか。例えば、政調会長に会つてどうするということややりとりをなさるおつもりがあるのかどうか。特に、総理を含めて、これは中曽根内閣の政治的な立場、責任の問題でもありまうから。

○上田(國)務大臣 お答えを申し上げます。

だんだんと期日が迫つてまいりますので、今お話しのとおり、そういう方面につきましては私の方でも意見を申し上げて、御意見を承らうということといたしておりますが、まだ、国会で答弁をしております今までの状況のとおりでございます。

○岩垂委員 いろいろやりとりしても仕方がありません。ちよつとテーマは違ひますけれども、実は日本政府が提案をいたしまして、今度国連に環境特別委員会が発足することになりました。大来先生が委員になられることですが、これは新自由

クラブの河野洋平さんが本会議で提案をいたしました。私も自然保護議員連盟で、私自身も予算委員会で大任にあるいは関係筋に働きかけてきた経過もございますので、質問をいたしておきたいと思うのですが、この環境委員会に日本としてどんな態度でお臨みになるのか。例えば、討論をなさる、あるいはそこで議論をするテーマみたいなものについて日本案のようなものをお持ちかどうか。お持ちであるならば、そのことを教えていただきたい。

○加藤(陸)政府委員 お答えいたします。

ただいまお話ございました国連の環境特別委員会、これは諸先生方のかねてからの御努力のおかげによりまして、幸い昨年の暮れに国連総会において設置が決まったものでございます。大変有意義なことだと思っております。

さて、今後の動きにつきましては、実はちょうど今月の明日、明後日あたりには開かれるはずでございますが、準備会が開かれることになっております。具体的な発足はそれのあたりからになるかと思っております。審議の開始は恐らく夏から秋にかけてから動き出すというような状況におおげさなものでございます。これは幸いにして我が国が——我が国だけではございませんけれども、リーダーのトップに立たせていただいで、晴れがましいことに相なつたと非常にうれしく存じておるわけでございますし、御協力に感謝申し上げます。

ただ、その中で、いかなるテーマかというのは、今ちょっと申し上げました準備会合において、国際機関でございますので、そういうところでいろいろ定められ、あるいは相談されていく。御承知と存じますが、我が国からは大来元外務大臣が御出席になられる、準備会合そのものにも御出席になられる予定と承っております。

テーマは、先生十分御承知でございますので、るる申し上げませんが、地球的規模のお話でございますので、具体的なものとしていろいろ言われておりますものは、砂漠化の問題でございます。

か、あるいは熱帯林の現状及び将来並びにそれについてどういう手を打つべきであるとか、さらに発展して、一酸化炭素問題の現状及び将来というようなテーマ等々があり得るかと思っております。

いずれにしても、日本国は言い出し役でもございまして、非常に重大な決意を持って臨まなければならぬとは考えておりますが、またそれだけに、当初からあれこれというふうな全部詰め切つて臨むというのも国際機関の運営の円滑のためにはいかかというところもありまして、大来先生を中心に、場合によりまして委員会の委員長、副委員長ともいろいろな諸準備をしまして、リード役を努めなければならぬという立場でございまして、重大な関心及び熱意を持って臨むことは確かでございますけれども、具体的にあれこれというのは今ちょっと、全部詰め切つておられるという状況ではございませんので、御勘弁いただきたいのでございます。先ほど二、三並べましたような話題は当然に出てくるであろうと想定いたしております。

事務的なお話で恐縮でございますが、よろしくお願ひいたします。

○岩垂委員 これはお願いなんですけれども、日本が言い出しつて、いわば環境外交の非常に大きな役割りを果たそうとなさつていらっしゃるわけですから、環境庁だけでなしに政府部内、やはり大来先生をできるだけバックアップできるような、そういうシステム、体制をぜひ早急に整備していただきたいと思います、思うのです。と申しますのは、自然保護議員連盟というのもございますし、超党派でございまして、今度再発足をしようと思っております。そこでもやはり大来先生の御活動をバックアップできるような超党派のある種の仕組みみたいなものも考えたいというお話、合ひもしているところでございますので、大臣、ぜひその点は、せっかく日本が言い出して、しかもお金の面も負担をして、そして国際的な日本の環境政策のいわば反省と成果みたいなものを世界

の人たちにも知ってもらいながら、これからの積極的に対応していく必要があると思ひますので、大臣の御答弁を煩わせたいというふうに思ひます。

○上田国務大臣 いろいろと御配慮をいただきまして、本当にどうもありがとうございます。そういう委員会、協議会と申しますか、それをぜひともおつくりいただきまして、バックアップをしていただきますようお願い申し上げます。

○岩垂委員 お願いだけじゃなしに、環境庁内部の方のことも言つてもらわないと困る。

○上田国務大臣 私どもの内部におきましても、そのバックアップ体制、これは内閣の方にも働きかけていろいろ考えさせていただきたい、検討させていただきます。

○岩垂委員 華々しい国際環境外交は大変結構でございますが、アセスに見られるように、足元の方々がしっかりしていかないと、国際舞台で胸を張つて物を言うこともなかなかできなかりますので、そういう点での一層の御努力を賜りたいものだという模範になるような御努力を賜りたいものだというふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

湖沼法に入る前に、環境庁にとって中央公害対策審議会とは何かという問いを私は今改めてせざるを得ない感じがするのです。これは恐らくこれから御質問いただく野党の皆さん、みんな共通だと思ひます。中村先生も言われましたけれども、都合のいい部分については食ひ逃げをしてみたり、あるいは都合が悪くなると無視をするという、言いわけをしてその部分は地ならしをしてしまふ。それから、これはかねてから問題になってくる、例えば公害の被害者とか、公害病の認定を受けて苦しんでおられる方々やその代理人を中公審に入れてほしいというふうには何ほお願ひをしても、かたくなにこれを拒否しておきながら、一方で、どちらかと言えば加害者と言われる方々をいろいろな肩書きで入れていくというふうなやり方というのはやはりどうかと思うのですが、一

体環境庁にとって中央公害対策審議会とは何なのか。そして、その答申というものはどんな重みを持って受けとめておられるのか、極めてプリミティブな発言でなければ、ぜひ誠意のある答弁をいただきたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

中央公害対策審議会の法律上の位置づけとかそういう点につきましては、もう先生十分御承知の上の御質問と存じますので、あえてその辺の御説明は省かせていただきますが、これは環境庁の附属機関でございますけれども、内閣総理大臣の諮問に依り、または環境庁長官あるいは関係大臣の諮問に依り、公害対策に関する重要事項を調査審議する、こう相なっております。そこで十分御審議、御検討をいただきまして、御答申ないしは御意見をいただくことになっておるわけでございます。その御答申ないし御意見については、環境庁のみならず、総理大臣の諮問の場合には内閣全体に及ぼすわけで、これは尊重していくべきことは当然のことでございます。

個々の事項につきまして今一、二例を挙げられては、そのとおりになつていないケースがあるという問題点がないとは申し上げられませんが、これは私もその力不足の関係、あるいはそのほかの全体での調整という問題もまた環境庁としてはどうしても考えて実施に移していかなければならぬという立場でございますので、その辺の、この問題はあろうかとは思ひますけれども、基本的には尊重をいくべきであるという点につきましては先生御指摘のとおりだと存じます。

○岩垂委員 釈迦に説法でございますけれども、公害対策基本法の位置づけの中にきちんとしているだけでなしに、会長は内閣総理大臣の任命なので、それから、環境庁はその庶務を扱うわけですから、答申というものは内閣全体として謙虚に受けとめていく、これが当たり前のことだと思ひます。もうそんなことを申し上げませんけれども、どうも中公審の答申というものが御都合主義的に取り扱わ

れているという点をこすつと指摘せざるを得ないわけでは、今御答弁いただきましたけれども、中公審答申の重きみたいなのを、国民にとって都合の悪い部分だけ一生懸命で押しつけるのはなしに、やはり政府や業界に対しても痛みを分かち合う配慮と努力というものは当然必要だと思うのです。だから、それ以上私は中公審のことを聞きませんけれども、その点でぜひ御反省を願いたい、こういうふうに思います。

五十六年一月に、中公審で「湖沼環境保全のための制度のあり方について」という答申を得たわけですが、それと湖沼水質保全特別措置法との違いはどうかはつきり教えてください。

○佐竹政府委員 中公審の答申と法案の内容でございしますが、第一点といたしましては、法律の目的のなしいれを受けました法律の名称でございします。中公審答申では、すでに御指摘のございましたように、湖沼の水質及びその周辺の自然的環境保全のための制度が提案されておるわけでございしますが、これに対してこの法律では、第一線を「特別の措置を講じ、もつて国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」という点で、目的が限定されている点が第一点として違っているわけでございます。

それから、第二点といたしましては、指定地域内の新増設の工場、事業場に対する規制のあり方でございしますが、これについては中公審答申では、これらの施設等の設置については許可制を導入することが適当である旨の答申をいただいたわけでございしますが、この法案では、汚濁負荷量の増大を抑制するために特定施設の新増設について汚濁基準を確保するために、現行の水濁法による新増設計画の届け出を前提にして、都道府県知事は計画変更命令等を行得るということで、届け出と変更命令という仕組みをとったところでございまして、この点が第二点として違つてござい

す。

それから、第三点でございしますが、湖沼の環境保全についてでございますけれども、これについては、答申におきましては既存諸制度をまず活用すべきである、なお必要に応じて新たな地区指定制度というものを設けることを検討すべきであるという御答申をいただいているわけでございしますが、この点につきましては私も検討した結果、現行諸制度の活用をもつて対応すべきである、この点は必ずしも中公審答申と異なるというわけではございません。答申自身も「検討すべきである」というわけでございしますから、異なるというわけではございませんけれども、そのような姿になっているということをおわけて申し添えておきたいと思ひます。

以上三点について、法案の内容と答申との関係について御説明した次第でございします。

○岩垂委員 佐竹さん一生懸命で既存の法律という法律の名前を並べて、活用が重要であり、「なお必要に応じて」以下云々というふうに言つていますが、それでいいならお書きは要らないのです。そして、既存の法律でいいならば、皆さんは中公審に諮問する必要はないのです。しかし、それで不十分だから「それだけではないけれども、不十分だから御答申を願つたわけでしょう。そして、こういう言い方があるわけでしょう。しかも、一生懸命で、佐竹さんはお読みにならないけれども、「地区指定の制度を設け、木竹の伐採、土石の採取、土地の形質の変更、工作物の新築等、一定の行為を制限できるものとする」とも検討すべきである。こうなつてくるわけでしょう。この検討というものはどうでもいい検討じゃないのですよ。こんなことは百も承知で、あなた一段とリンクをつけて、こう言っているからこつただけやつたのだ、こつちの方は答申の中では余りウエートはかかつていないのだという見方というのは、余りにも三百代言的だというふうには私は言わざるを得ないのです。この部分だけでは不十分だから、つまり、環境庁長官もさつき言わ

れたけれども、既存の法律を駆使してとおつしやつたけれども、そういうことではなくて、そういうことに十分な配慮をした法律の体系つまり制度という発想なんですから、ここは基本的に大きな問題があるというふうには私は言わざるを得ないのです。

それで伺いますが、環境庁は当初やはり中公審答申というものを生かす方向で、原案と言えるかどうかは別として、一つの素案をおつくりになつたことは事実ですね。

○佐竹政府委員 これは政府内部の検討の過程の問題でございしますが、私も率直に申し上げまして、この答申を受けまして、その答申どおりの案を作成した時期がかつてあつたことは御指摘のとおりでございします。

○岩垂委員 環境庁が原案をおつくりになつた、それで討議の過程でこういう形になつてきたという経過を押さえておきたいものだと思ひます。私ども、環境庁の原案を修正案、社会党案で出したと思ひますから、そのときは環境庁の皆さんの御協力をいただかないと話が筋道が通らなくなりますので、それは余談ですけども申し上げておきたいというふうに思ひます。

それで、大臣きょうおられますけれども、天野等議員がこの間本会議で趣旨説明の際に質問したこと二点だけ、後ほど天野さんも御質問をする機会がございますから私余り触れませんが、このように湖沼の水質汚濁が一刻の猶予もならない状況にあることにかんがみまして、緊急を要する湖沼水質保全特別措置法案を提出した次第です、これは緊急の対応策だと言われるような御答申になつてゐるわけですね。天野さんの、今言つた中公審答申の部分を含め入れてやらなかつたという質問に対して、緊急の、緊急とは言つていませんけれども、一刻の猶予もならない状況にかんがみ、緊急を要するということに書いてあるわけですね。そうすると、緊急の対応と、それからやはり抜

本的な対応というのを、この法律を直していくことを含めてお考えになつていらっしゃるということですか。それは大臣の答弁です。

○佐竹政府委員 まず、事務的にちよつと……。○岩垂委員 事務的にやない、大臣の答弁です。

○上田国務大臣 お答えを申し上げます。まず、今の現況におきまして、やはり水質の汚濁ということが一番大きな問題であるということからこの法律を出させていたものでございまして、また、いろいろその後状況が変わつてまいりますと、そのときにはまたいろいろ御検討をいただくというふうなことになるのではなからうかと私は考えております。

○岩垂委員 その点は天野さんの御質問に、「例の五十六年の一月の中央公害対策審議会答申で指摘されました自然環境を含む湖沼の環境の保全を図るためには、これは、このために自然環境保全法また自然公園法等の現在も行われております諸制度を積極的に活用を図つてやらせていただく、非常に重要であると考えております」と言つて、天野提議を受けて、その上に「環境庁といたしましても、湖沼の環境保全のために必要な措置が講ぜられるよう、今後ともまた努力をさせていただきます。」と申されていまして、これは水質保全じゃないですね。

だから、やはりこの法律というものが、率直なところ、いろいろいきさつがあつてこういうことになつたけれども、本音は環境庁の原案と言われものを含めて、中公審答申のところは理想的な姿であるということをお認めになつていらっしゃるからこういう御発言が出てくるのだらうと思ひます。特にさつき佐竹さんも、一応という言葉とかさしあたりという言葉が出てきました、私、メモしてありますけれども、そういうふうに理解してよろしうございしますか。

○佐竹政府委員 私どもは、中公審で「検討すべきである」という御答申をいただいて検討したわけではございまして、率直に申し上げまして、各種土地利用制度、私も若干政府内部で、従来から

国土庁等でも経験してまいりましたけれども、制度の欠缺というよりもむしろその運用にある。結局縦割りで各種行政がそれぞれの所管分野だけで制度を運用しているところにいろいろ問題が生ずる根源があるわけでございまして、この上に制度を新しくふやすことは決して問題の解決に資せるゆえんではないというふうに考えておるわけでございします。

極端なことを申し上げますと、実際に国土庁で私も各種線引きの実施状況を一枚の図面に集めてみたところが、都市計画区域でも農振地域でも自然公園地域でもあり森林地域でもあるというところが出てきているわけでございまして、その上にあえて湖沼周辺について新しい制度を設けることが果たして問題の解決に資するゆえんであるかどうかということについては、私は担当局長としては疑問を持っておるわけでございまして、そのような意味で、私も「検討すべきである」ということについて、検討結果について、現在の案が最善である、かように考えているわけでございします。もちろんこれは各種制度について一般に言えることでございしますけれども、実際にやってみましていろいろ問題が出ればそれはそのときに改正なり何なりをする必要があることについて検討することは当然のこととてございします。大臣の御答弁もそのような趣旨での御答弁だというふうに私も理解いたしまして、まずこの制度的確な運用に努力いたしまして、その結果出てくる問題点についてはその時点でさらに検討してまいりたい、かように心得ている次第でございします。

○岩垂委員 どうも環境庁の水質保全局長として、中公審答申に対して疑問を持っていますという御発言をしたわけですが、ちょっとと僭越じやないですか。それは個人の考え方はいいですよ。しかし、あなたは環境庁の水質保全局長なんですよ。中公審の答申は、あなた、いろいろなことを言っておりますけれども、「一定の行為を制限できるもの」とすることも検討すべきであ

る。」と書いております。そういうふうなことを含めて言えば、土地利用の問題などというものも、後ほど申しますけれども、非常に重要な要素を持つていけるのです、湖沼を中心に考えれば。縦割り行政全体で考えれば、あなたのおっしゃるのも理屈が合うでしょう。しかし、湖沼の、この法律が持っている目的から考えるならば、ここを中心にして考えるべきじゃないですか。その辺はどうなんでしょうか。私は、あなたの経験を聞いているのじゃない。

○佐竹政府委員 私は、「検討すべきである」という御答申を受けているわけでございしますから、その検討をした結果、検討をしてなぜそれを仕組まなかったかということについて御答申申し上げているわけでございまして、その点をひとつ御理解いただきたいというふうに思います。決して中公審の答申自身について、検討をする必要はないというふうに申し上げているつもりはございませ

○岩垂委員 あなた国土庁におられたところに、縦割り行政でいろいろな地域の指定がダブっている、これは矛盾がある、だから適当でないとおっしゃった。これは湖沼を軸にして考えた発想じゃないんじやないですか。今考えられているのは、湖沼をどうするかということと周辺を見れば、要するに円を描かなければならないでしょう。その立場から見れば、あなたが、私は検討したけれども必要ない、だから乗らなかった、これでは私は、環境庁の水質保全局長としてこの法案を出しているあなたのお立場が買かれていないと思いませんか。国土庁の経験でそのことを律するということ

は正しいと思いませんか。
○佐竹政府委員 私も現在は現在時点において、何か環境庁が本当に思っていることが各省折衝の結果できなかったということではないんで、現時点では環境庁も各省も含めて、政府全体として現在の案が最善である、かような趣旨で申し上げて行っているわけでございまして、その他の発言につきましては行き過ぎがあった点は深くおわびいたします。

す。
要は、現在出している案は政府全体として、環境庁も含めて最善の案である、かような点を強調したいがために、やや口が過ぎた点はひとつお許しをいただきたいと思うのです。

○岩垂委員 佐竹さんはいじめめるのが趣旨じゃないから。つまり、そういう形では困るのですよ。やはり私、あなた、環境庁の人間になり切っていないで頑張ってほしいのです。私はそういうことを申し上げたわけですから、御理解いただきたいと思うのです。

通産省お見えですか。——この法案を第百一国会へ再提出するに当たって、通産省が実は環境庁に意見を述べておられますね。

第一には、先ほど中村さんも指摘をされたが、現在、中央公害対策審議会で検討中の窒素、燐の排水基準は緊急性を要する湖沼だけに限定すべきだ。それから二番目は、規制は工場を主な対象としていけるけれども、工場以外の生活排水なども入れた総合的な対策にすべきだ、産業界にツケを回すような対応はしないように。三番目は、CODを指標にするだけではなくて、窒素、燐を含めて湖沼法で対応すべきだという三点を要請をされたというふうに伺っていますが、そのとおりですね。

○咲山説明員 言葉の微妙なニュアンスの違いはありますけれども、ただいま先生のおっしゃられたような意見を環境庁に申し上げて検討したということとは事実でございします。

○岩垂委員 そして、それを環境庁との間でいろいろやりとりをなさいました。そして、その覚書を交わされました。さつき水質保全局長も覚書を交わしたとおっしゃいましたが、その覚書の中身を覚えていただませんか。

○咲山説明員 覚書の中身につきましては、私も環境庁との事務的な打ち合わせのこととてございします。この席で読み上げたり、あるいはお持ちをするということは御勘弁いただけたらと思うのでございしますが、途中の検討の経緯では、た

だいま先生のおっしゃったようなことも組上にのせて検討していたということで御勘弁いただけませんかでしょうか。

○岩垂委員 通産省がそういう意見を出して、環境庁がそれを受けとめて話し合いをしてきたわけですから、そして、了解点ができたから、それが覚書という形でまとめたから国会に出したわけですから。そして、先ほど佐竹水質保全局長は覚書は存在しているとおっしゃいました。通産省が、あなたのお立場でそれを全部出せと言っても無理だとすれば、佐竹さん、その覚書の全文をここで朗読してください。

○佐竹政府委員 これは覚書の形式をとっておりません。環境庁がこの法案提出に際して、今後の窒素、燐等の規制に関する運用の考え方を通産省に説明いたしました。それを了解していただいた、こういう形をとっているわけでございします。

その要旨を申し上げますと、窒素、燐の排水規制を行い、その公共水域の富栄養化の防止を図るには、各種汚濁源について均衡のある対策を総合的に講ずる必要がある、したがって排水規制をやる場合には、あわせて以下の措置を講ずるよう環境庁は関係省庁に協力を要請していくということとてございまして、一つ、その規制以外の措置と申しますのは、下水道とか浄化槽とかそういう生活系汚濁の施設の整備等、それから家畜あるいは魚類養殖等、そういう湖沼に対して負荷を与える施設の適正管理の指導を行うよう、それぞれの関係省庁にお願いする、さらにまた、湖沼の浄化を図る対策として、しゅんせつとかあるいは生物浄化というような措置を講ずる、こういうこととてございします。

さらに、これは現在私も検討しております。窒素、燐の排水規制の措置の内容でございしますけれども、おおむねいわゆる一般家庭下水とのバランスを考へて、一般家庭下水の中にも含まれる窒素、燐の濃度程度には工場、事業場等も浄化をした上で排水してほしいということをめどに窒素、燐の排水規制について現在検討しているわけでござい

ございます。

これについて、湖沼等についてはさらにそれ以上の厳しい措置も必要になる場合もあるわけでございませうけれども、その場合には、やはり関係者が公平に湖沼浄化に努力をするという精神から、規制措置だけでこれを達成しようとするようなことのないように、これは湖沼法の文言の中にもうたわれておりますけれども、均衡のある各種対策をとるような指導を都道府県にする、こういうような趣旨が織り込まれていくわけでございませう。

以上、るる申し上げましたけれども、結局、これは通産省それから環境庁も一致した考え方でございます。湖沼の水質保全のため窒素、燐の規制がやられるということは、当然両者とも一致して認める、それらについて、さしあたって緊急性のあるところからやっていく、これも両者一致しているわけでございまして、さらに、そのために規制措置というのは、やはり汚濁のもう一つの有力な原因である生活系汚濁対策と均衡をとって進めていく、こういうことが必要である、以上三点が、今回の法案提案にあたっての通産省との考え方の一致したポイント、こういうことになるわけでございませう。

○岩垂委員 それを私に見せていただけますか。

○佐竹政府委員 後刻政府部内で相談の上、お答えいたしたいと思います。

○岩垂委員 それは、今あなた、長い長い話したけれども、ポイントを言えば、①N、P排水基準は、湖沼法ではなく、現行の水質汚濁防止法で、「湖沼」と明示したうえで実施し、全国約四万に達する湖沼のうち、約千三百ぐらい（湖沼法は約二十）に対象を絞って適用する。②すぐにもN、P規制に対応できない業種には暫定値を適用する（暫定業種）。③湖沼法の構造基準で対応する畜舎、規制がなじまない養殖漁業、下水道などの生活雑排水については、工場の排水基準に対応する「定量化可能な」指針値を別途に環境庁がつくる。「こういう筋道のものだ」というふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐竹政府委員 先生のたゞいま御指摘のありました文言は、この湖沼法案の中にも一部そのような思想が織り込まれていくわけでございまして、その限りでは、先生のお話はそれとおりであるというふうに申し上げたいと思ひます。

○岩垂委員 私は三月の委員会でもあなたに質問したことがあるのですが、窒素と燐のナショナルミニマムというものを排水基準として決める、その作成作業というのを中央公害対策審議会に御諮問をお願いした、それは一昨年の暮れでしよう。本来ならば去年の夏ごろにでも答申があるとみんなに思われていた。だけれども、それが非常におくれている。それは、ナショナルミニマムとして抑えられたのではかなぬからという、さつき私が読み上げた、そして通産省も認めになった、そういうN、Pの規制に対する一つの歯どめみたいなものがあるから中公害の議論もなかなか進まないというふうな巷間言われている。真実かどうかは別だ。

しかし、考えてみると、今のような通産省とのやりとりの中で覚書ができたといふれば、やはりこれは説合が成立したのか、そして環境庁が今まで中公害に諮問をなさった立場というものはかなり後退をするか、そうでなければ緩められるか、そういうことをのまざるを得なかったということの意味しやしないだろうかと思ひます。

それでは伺いますけれども、答申はいつごろ行われるのか、その対策はいつごろをめどに進められているのか、はつきり答えてください、これはバロメーターだと思ひますから。

○佐竹政府委員 答申がおくれていることは事実でございます。昨年一月に諮問が行われておりまして、昨年中に結論を得たいと思ひていたわけでございませうが、一つには、窒素、燐の排水規制の対象になります業種が全部で五百九十業種ございませう。この五百九十業種について、先生は今ナショナルミニマムというふうにおっしゃられましたけれども、私どもも一般家庭下水に含まれる濃度程度には浄化して放出してほしいという価値を今

検討しておるわけでございませうが、その濃度で排出することについて可能性があるかどうか、もし直ちにやることで投資負担等との関係から非常に無理であるとして、御案内のように、窒素、燐の除去というのは技術的にもまだ完成してないことは先生もお認めいただけたと思うわけでございませうが、五百九十業種についてチェックする必要があると思ひます。そのチェックの過程では当然のことながら、通産省に限らず農林水産省、あるいは特定施設になりますと下水道も入るわけでございませう。その終末処理場を所管される建設省、こういうところとの協議に時間がかかっておくれまいというわけでございませうが、湖沼法とこれはまさに車の両輪でございませうので、夏ごろまでにはその成案を得て実行に移したい、かように考えているわけでございませう。

○岩垂委員 覚書は出せない、政府部内で相談なさるとおっしゃいますから私はそれを期待していただきますけれども、ある種の密約みたいなものではないかと。国会の審議にも素直に出せないというものであれば、国民から見たら何をやっていくんだろうかと思ひます。なかなか、これも皆さんに申し上げることはないけれども、湖沼の五〇％以上の汚濁寄与率を指摘されている生活雑排水の問題というのは、今のような通産省とのやりとりではこの法案ではなかなか網がからなくなる危険性さえあるのです、ゼロとは言いませんけれども。そういうことを考えてみると、一生懸命御努力なさって国会へ出される、私もその努力は多としますが、その陰でそういうことがあるんでは、はつきり申し上げて素直に議論にならぬです。だから、私はぜひそれを出していただきたい、その上でこれからの質問なども考えていきたいというふうな思ひます。その部分だけは留保させていただきますと思ひます。

中村さんも質問なさったことでもございませうし、大蔵省、もしおられたら大変恐縮ですけれども、質問しようと思ひていましたが、時間がなくなりましたので割愛をさせていただきます。

いと思ひます。申しわけございませう。

それでは、指定湖沼の中で現に地方自治体が条例で規制基準を設けているところがありますね、これと全く同じものとは言わないけれども、さつき中村さんも質問なさったけれども、またこれから取り組もうというところも出てくると思うのですが、規制基準の上乗せあるいは横出しとか、そういう問題について、地方自治体の裁量権といひましようか、自治の本旨に基づいてやる取り組みとこの法案との矛盾というものはどうなるのか。私は裁量権というものは十分保障されるべきだと思ひますけれども、その点はいかがでしようか。

○佐竹政府委員 一番問題になります窒素、燐の規制でございませうが、滋賀県あるいは茨城県、両県とも国の規制に先立つ排水規制を設けたわけでございませう。これにつきましても、現に滋賀県あるいは茨城県が行っている規制が水濁法上の規制に当然なつてくるわけでございまして、湖沼法の水質保全計画の中にも窒素、燐にかかわる部分は触れられてくるわけでございませうが、この法律を施行したところによって特に矛盾して条例の改正等をしなればならない、かようなことにはならないわけでございませう。

○岩垂委員 この法案で指定湖沼と言われるのは、どんなところを今お考えになつて、どんなところをお進めになつていらっしゃるか、ちよつと教えてください。

○佐竹政府委員 湖沼の指定要件につきまして、先ほどもお答えしたとおりでございませうので読み上げることが省かしていただきますが、三条に要件が規定されておりました、この法律の手續が、湖沼の指定について閣議決定が必要である、あるいはその湖沼についての知事の水質保全計画について内閣で同意する、そういう国と地方公共団体とのコンセンサスをつくることを目的としておりますので、おのずからある程度限定されてきまして、当面十ないし二十程度の湖沼についてその指定の対象に考えていきたい、かように考えて

いるわけでございます。
○岩垂委員 主などころの名前を言ってください。

○佐竹政府委員 特に考えておりますのは、まず琵琶湖、鵜ヶ浦、諏訪湖、印旛沼、手賀沼、相模湖、児島湖、宍道湖、中海、釜房ダム、こういうようなところを考えているわけでございます。

○岩垂委員 厚生省 いらつしやいますでしようか、水道のことをちよつと伺いたいです。

私、素人で余りわからないのですけれども、日本の水というのは水道水を含めて世界で一番うまい水だというふうに言われてきました。しかし、最近ではだんだんとうまい水が飲めなくなっています。これは私が言うまでもなく、皆さんがお認めいただけると思うのです。

そこで、その原因がどこにあるかと言え、水がめ富栄養化というものが人為的に加速している、これも一つの原因でしょう。そこではNとPの問題ももちろんですけれども、それだけでなしに、ある種の生態系全体を見詰めていかなければうまい水というものを確保することが不可能じゃないかという感じも私なりに勉強させていただきました。

それから、なおです。カビ臭一つを見ても、言ってしまうはその対策というものは、せいぜい一週間ぐらいの活性炭を使つてみて、臨時的な体制をとつてみて、どうかという程度のことしかやれない現実ですね。これは少し大げさかもしれませんが、淀川水系というふうなだけに申し上げておきましょう。ある大きな都市ですけれども、水割がまずくて飲めませんよ。それから、ふろへ入つたら、においが強くて物すごい。これはいつもではないようです。だけれども、これが実は淀川水系の水のベースだ、泥臭いカビ臭ですけれども。こういう状態を見ると、どういうふうなこういうことを考えていったらいいだろうか。その上に例のトリハロメタン、テトラクロロエチレンやトリクロロエチレンなどを含めて未知の有害物質というものがどんだんふえてきている。

こんなことを水道行政全般で考えてみますと、この間NHKで水道問題を考えているということで、おたくの森下さんが出ていました。私もちよつと聞きましたけれども、千葉で例えば塩素とオゾンの混合処理をやっているとか、あるいは主婦や研究者から前塩素と後塩素の関係などについてもいろいろな提言が行われていました。

そういうことが山積しているというのを感じたわけですが、それに対してパートナーで取り組んでいっただけでは、世界に勝つことのできるうまい水や国民の健康や生命を守つていく水道水というものを確保することができないと思うので、国立の水道研究所みたいなものをつくつて文字どおり総合的な研究体制をしかないと、水というものは毎日毎日飲んでいるのですから、そういう発想をぜひ考えてもらえないか。行革の時代と言われているけれども、これは人の生命や健康の問題ですから国民の支持を得られると私は思うのです。これは環境庁長官にも、後ほど御答弁を一言でいいですから、お尋ねしておきますが、ぜひ厚生省でも検討いただきたいと思うのです。これは提案ですけれども、お答えいただきたいと思ひます。

○楠本説明員 答えたいします。

御指摘のとおり、水道の水質の問題につきましては非常に複雑化、多様化しているという状況にあることは事実でございます。私どもこれに対して、あるいは水道につきましては基準というものがございいますので、その水質基準というものを確保するというようなことで水質保全に十分な配慮をしてきておるところでございます。しかしながら、今ある機関というふうなものをつくつたらどうだという御指摘でございます。率直に申し上げまして、時節柄そういったことを考えるということは難しい状況にあるというふうなことを考えております。私ども貴重な、方向についての御示唆をいただいたというふうな受けとめさせていただいて、こういう複雑、多様化する水質問題によく対応できるように、私どもの方にはまさに水道事業体

あるいは各種研究機関といったものがございまして、そういうところと十分連携をとり、また、それらの御協力を得まして調査研究、こういったことの充実を努めてまいりたい、こういうふうな考えております。

○岩垂委員 長官、もし御答弁があれば……

○上田国務大臣 ただいま、水道の研究所といいますが、そういう総合的な機関をつくつたらどうか、こういうお考えでございますが、私も、水源のいろいろな水対策といいますが、水の問題、このごろこれは非常に複雑になっておると思うのでございいます。これは水道だけではなくて農業用水に対してもあるいはまた工業用水に対しても問題がありますので、私は、水源の水対策、水の質というものの研究を始めていきたいというふうなことは申し上げたのでございいます。といひますのは、例えば、山間地帯で、お住みになつておる方が余りおいでにならない上流の方、例えば和歌山県の十津川の山の中の湖というか、ダム湖でございいますけれども、そのダム湖に赤潮が発生するというようなことが起こつております。また、四国にもそういう例がございいます。これは単にこれが汚染をするのかということになると、どうも窒素も燐も出てきそうところがあるところはないのでございいますけれども、そういう研究も込めまして、ひとつそういう水源の対策というものを考えていくべきではないでしょうか。先生のおっしゃつておられますトリクロロエチレン、そういう問題も大きな問題でございまして、水源対策ということと、ひとつ大きく取り上げて研究をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○岩垂委員 ありがとうございます。
時間がございませんで、はしよつて質問します。

さつき相模湖が指定湖沼に入ると言われましたけれども、あそこは水質基準の類型は河川になつていますね。あれをどうやって湖沼に直すのですか。

○佐竹政府委員 相模湖は二県以上にまたがるわ

けでございいますので、環境庁自身が環境基準の当てはめをやることになるわけでございしますが、ただいま御指摘ございましたように、現在河川当てはめでございいます。今後、窒素、燐の規制等が行われるようなことになりまして、湖沼当てはめか河川当てはめか、非常に重要な違いがございまして、両県から湖沼当てはめの作業を進めてほしいという申し入れが出ております。したがいまし

て、現在私も五十八年度で相模湖について神奈川県を主体に調査を行ひまして、従来環境基準はBODで測定されておりましたので、そのBODとCODの関係を求めまして、それを素材といたしまして、CODとしてどの程度の過去の水質汚濁の程度であるかということをお断りいたしました上

で湖沼としての当てはめ、つまりCOD値の当てはめを行ひたいというふうな考えております。

相模湖は横浜市、川崎市等の水道水源として非常に重要な役割を果たしておりますので、そのことを十分念頭に置きました当てはめを行ひたい、か

ように考えておるわけでございします。

○岩垂委員 この間見てきました。相模湖はアオコの大発生で、神奈川県民七百万と言われておりますが、六百万人の水道原水が非常に異常な事態が起こつておるというのを拝見しました。い

ろいろ御説明もいただきました。例えば、アオコフエンスを張つたりエアーレーションの実験をやつたりしていろいろのことをやつておるようです。

けれども、これは対症療法にすぎないわけですね。神奈川県企業庁水道局というのですか、横浜、川崎、横須賀の水道局は、それぞれ取水量の制限

やら、あるいは殺藻処理の強化とか、あるいは凝集薬品の増強とか、ろ過池使用時間の短縮だとか、上水濁度の上昇、排水処理障害等の被害と

それに対する対策というものを、並べて申し上げましたけれども、やらざるを得なくなつて、水道

のこのまま続きますと、事態はなかなか深刻で、水道原水になり得ない状態になつていくのじゃないか

なと私は思ふのです。そこで、どうしても対策は、アオコの発生を防止するというか、つまり富栄養

化対策を進めなければならぬだろうというふう
思うのです。

ところで、相模湖のアオコ発生との負荷量とい
うのを、いただいた資料で見ますと、CODですけ
れども、神奈川県は七%に対して山梨県は九三
%、それから山梨県が、神奈川県が六%に対し山
梨県が九四%。機も同じなんです。神奈川県は六
%ですが、山梨県は九四%。この法案はこの現実
に対してどのような対策としての機能を持てる
のか、ばつばつ時間が来ましたので、簡単にお答
えいただきたい。

○佐竹政府委員 相模湖を指定する場合には、当
然のことながら山梨県知事にも意見をお伺いす
るわけでございます。それから、水質保全計画を作
成するに際しても両県で御相談して作成されるこ
とになるわけでございまして、その計画について
関係各省協力してその事業の推進方を図るわけ
でございます。山梨県も、この湖沼法に基づく指定
湖沼になれば、当然のことながら従来の協力を一
層強化していただけるようなそういう制度的な仕
組みになっておりますので、その仕組みを活用し
て、私も相模湖の水質改善にも努力してまいり
たい、かように考えております。

○岩垂委員 建設省、お待たせいたしましたして済み
ません。

実は、相模湖の上流域下水道整備計画というの
ですか、見ますと、神奈川県側では相模湖、津久
井湖周辺下水道については県の下水道課で調査中
であります。山梨の方を見ますと、私もびっくり
したのです。富士北麓流域下水道というのは昭和
五十年申請で完成は昭和七十年予定、桂川流域下
水道というのは昭和七十年完成予定、現在用地を
買収している段階だ。現在はおもろい、今後十
年、十二年にわたって下水道普及率というのはゼ
ロ、すべてたれ流し、こうなるわけです。この法
案のねらいからすれば、当然ある種の予算の傾斜
配分みたいなことが考えられなければいけないと
思うのですが、その辺について建設省に御答弁を

いただければありがたいと思ひますし、そういう
ところを促進させるようなお取り組みをいただ
きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○辻説明員 お答えいたします。

相模湖に関しては、お話のように山梨県側
から流れてきておりまして、こちら側の下水道整
備も非常に重要な要素になっております。ただい
まおっしゃいましたように、山梨県側におきまし
ても事業が、北麓で近いうちに供用開始できると
いう状況で、その下の桂川については今計画の中
という状況でございまして、私も、非常に厳しい
財政状況でございまして、私も、この法案により
まして指定湖沼ということになりまして、ならば、
この法案の趣旨を踏まえまして重点的な整備に努
めてまいりたいと考えております。

○岩垂委員 これも実は神奈川県のことですが、
五月一日付をもつて生活系排水対策推進要綱、そ
れから相模湾富栄養化対策指針というのを実施し
て、家庭などから出る生活系排水対策を県と市町
村と県民と三位一体になって水質浄化をやらうと
いうことでその取り組みが始まったわけですが、こ
ういうことを各県でかなりやっている面もあるよ
うですけれども、例えば浄化槽の問題一つとらえ
ても全国的に推進する必要があると私は思うので
す。私がそんなことを言うとも山梨の皆さんに怒ら
れるかもしれませんが、山梨県あたりも、
百年河清ということがありますけれども、現代で
十何年たれ流しという状態が続けば相模湖は本
にだめになります。

その意味ではそういう暫定的な措置、あるいは
手帳には申しませんが、取り組んでいく必要が
あると思うのですが、そういう指導を環境庁はな
さるおつもりはございせんか。

○佐竹政府委員 確かに御指摘のように生活雑排
水が一番問題でございまして、基本的には下水道
の整備を図っていただくわけでございまして、あ
る程度時間を要することでございますので、その
間に雑排水対策をいろいろ講じなければならな
い、これは御指摘のとおりでございまして、先進

的な県でやられているわけでございまして、湖沼
法の制定等を契機に、私もできるだけでそうい
う対策が広く各県で行われるように指導してい
たい、かように考えております。

○岩垂委員 最後にありますが、今の水質汚濁の
状況を見てみますと、今までみだりにこの企業
が発生源だということだけをついていたのでは
どうにもならないという事態であることは私も率
直に認めます。つまり、現代では国民が加害者
になって、国民一人一人の生活自身が加害者とい
な位置づけを含めて湖沼とかかわっている、ある
いは水質とかかわっている、自然環境とかかわ
っている、こういうことを実は私、しみじみ感ず
るのです。だから、極端な言い方かもしれませんが
関連をすれば、浄化槽の開発なんかにかなり
力を入れて、それを住宅コストみたいなことにも
含めて考えていけるようなある種のモデルが育
つていかなければならぬだろうと思ひます。そん
なことを、私見ですけれども、そういう面での研
究開発がまだまだ不十分だということなんです。大
きな施設をつくらなければどうにもならぬとい
う感じがしている状態というのは、実は私のお願
いで隣接酸化法というのを実用化させていた
だきましたけれども、余りお金がかからなくてこ
ういうふうな川をきれいにする湖をきれいにする
こともできるし、内湾を、閉鎖性の東京湾を初
めとする湾をきれいにするのができるわけでは
なし、そんなことに環境庁も、ソフトウエアとい
いましょうか、そういう面での御努力をぜひ願
いたいと思ひます、これは厚生省にもお願いを
したいと思ひます。

滋賀県でPやNの高度処理の浄化センターを
なり予算をかけてやっておられるようですが、実
験の成果みたいなものは受けとめておられます
か。

○佐竹政府委員 これは建設省からお答えいた
だくのが適当かと思ひますが、湖南終末処理場
で実験施設をつくられて鋭意研究されている、そのほ
かにも、建設省におかれてもこれが最大の問題で
あるということ各地で研究を進められているこ
とは承知しております。

○岩垂委員 そういう成果を、これはプラスアル
ファのお金がかかるので大変ですけども、やは
り住民あるいは県民の理解をいただくようなこ
も含めてやっていかないと手おくれになつてしま
う、こんな感じがいたします。

いよいよ最後ですけれども、武村知事が今度風
景条例みたいなものを制定したい、県議会に出
たいと言つていますよ。それは琵琶湖ですけれ
ども、湖岸から一定の距離内の建造物について
だとか構造だとかデザイン、そういうものをき
んと規制していくようなことができないかどう
か、あるいは広告などのあり方についてもきち
んと協力を求めていく、協力を求めたいところ
にはインセンティブといえましょうか、奨励金
みたいなものも考えていく。罰則も設けていく。欠
落した部分というさつきから水質保全局長とやり
りしたことを含めて、もしこれがこういうこと
とであるとすれば、そういう面にも湖沼という
ものが持っているいわば人間の文化の発祥とかか
わりなどを含めてみて考えていく必要があると
私は思うのですが、この点についていかが考
へようかと、最後に、八月に滋賀県と総合研
究開発機構ですか、協力をして世界湖沼環境
を開きになる予定であるわけで、これは地方自治
体が国際的な意味での環境外交を進めていく上
で特筆すべき行事だと思ひますが、環境庁もあ
るいは政府もそういうものにできるだけ協力を
するといふか、バックアップするといふ態度を
おとりたい、このことをお願いをして、最後
の御答弁をいただきたいと思ひます。

○佐竹政府委員 滋賀県の風景条例でござい
ますが、滋賀県を初め各地で、そのような地域の環境
をみずから守っていくという住民の発想を行政
ができるだけ助成する、そういう仕組みが自治
体を中心に広がってきていることは私もよく
承知しておりますし、今後湖沼行政も当然で

ざいますが、私もそのような動きに関心を払っていかねばならないし、また、そのような動きをできるだけ取り入れていくようにしなければならぬと考えておるわけでございます。

それからまた、湖沼会議につきましては、これは大臣から御答弁いただいた方がよろしいかと思いますが、私も環境庁としても、いろいろな面でできるだけその大会がうまく、成功裏に終わるように助力を努めているところでございます。

す。質疑を続行いたします。藪仲義彦君。
○藪仲委員 たいま提案されております湖沼水質保全特別措置法につきまして何点か質問をさせていただきます。

○上田国務大臣 それでは、補足して御答弁を申し上げます。

まず、長官にお伺いしたいのでございますけれども、先ほど来同僚の委員の方から指摘がありまして、湖沼の環境保全ということとは非常に大事である。特に自然環境というものは、一回破壊されたと二度と戻すことは不可能に近い。自然環境を大切にすること、守っていくということ、そして後世にこれを残していくこと、これは当然環境行政の重要な責任でありますし、我々政治の場にある者がひとしく心して大切にしていかねばならない重要な事柄だと思っております。

滋賀県の風景条例でございますが、滋賀県の知事のお話によりますと、湖の周辺にある部落というか町というか、そういうものを、湖になじんだ昔からの風景を残したい、あるいはまたそれになじんだような風景をつくっていききたい、こういうようなお考えでつくっていただけるようでございます。これは本当は建設省の方から御答えをいただければいいのですけれども、町並み保存という考え方から、建設省の方でも予算をおつけになっておやりになっていたというので、こういうような考え方が漸次国内に広がってきているのではなからうか。私も環境庁の方でもそういう考え方でアメニティータウンという考え方が出ておりますが、そういう考え方がだんだん大きく育ってくるのではなからうかと思っております。非常に結構なことだと思っております。

そこで、まず長官にお伺いしたいのでございますが、そういう環境を守るといって、自然を守っていく、そういう立場の長官として、この国会に提出されました湖沼法に対して、先ほどから言われておりますが、この法案を断じて成立させようという御決意は当然だと思っておりますが、その御決意と、また、この法案にかける長官の熱意といえますか、その情熱の一端をまずお伺いしたいのでございます。

また、湖沼会議につきましては、これは環境庁も御一緒にやっていただくといいように思っております。私も出席をさせていただいてやりたいたい、こういうふうな考えでおります。

○上田国務大臣 お答えを申し上げます。この湖沼法の成立ということにつきましては、ぜひともこれはお願いを申し上げたい、環境庁といたしましても決意をいたしておるところでございます。

○岩垂委員 どうもありがとうございます。

この環境という点について、汚されたものは二度ともへ戻らないのではないか、こういう御質問があったのでございますが、この湖沼法は水質の方を実はお願いをいたしておるのでございますが、水質は、湖沼につきましては非常に水質が悪うございまして、緊急性を要するものでございまして、さしあたって水質をとにかくやらしていただかなければいけないということを出さしていただけたものでございます。

○竹内委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時五分開議
午後一時五分開議
休憩前に引き続き会議を開きます

湖沼の環境でございますけれども、これにつきましては従来からいろいろ法律がございまして、その法律でまず環境の保全ということを図っていく。このお願いをいたしております湖沼法とあわせて、これを駆使してやらしていただきたいというふうな考えでおるものでございます。

○藪仲委員 我が党は、長官も御承知のように、湖沼というものについては従来から非常に真剣に取り組んでまいりました。党独自として環境問題をずっと取り上げてまいりましたし、政府よりちよつと先んじて五十六年の三月には特定湖沼環境保全特別措置法案という法案を国会に提出させていたという経緯がございまして、

今長官がおっしゃられたように、とりわけ湖沼にというお話がございました。そこで私は、長官と同じレベルでお話をするために何点か確認をさせていただきます。先ほどの水質保全局長の話は、運用に問題がありましてという話がございました。しかし、現実はどうかといえますと、長官も御承知のように、前々長官、その前から申し上げけれども、いわゆる湖沼サミットもおやりになったというが、公共用水域が、河川、湖沼、海域、この水域の環境基準がだんだん年々悪くなっているのは現実です。現行法制下の中で、だんだん悪くなっている。

ただし、湖沼は横ばいであるという言い方があるかもしれませんが、しかし、横ばいであるということとはよくはなっていないことです。そして、特に湖沼というのは閉鎖性ですから、そこに入ってきた水は非常に長時間滞留するわけです。また、循環にも時間がかかりますし、一たん入った汚濁物質はそこに蓄積されるわけです。というところ、これは今長官おっしゃられたように、一日も早くやらなければそれだけ汚染が、汚濁が進むのは事実だと思ふので、当然自然環境は、長官も御承知のように、自然の浄化作用があります。しかし、今はその自然の浄化作用を上回るような、生態系を破壊するような状態まで来ているわけですから、湖沼というもののいわゆる環境や水質や浄化

というものは、もう環境行政上持たないというのは、これは長官も同じお考えだろう、こう思うのです。

そこで、今も私は、我が党の法案を申し上げます。そこにはやはり特定湖沼の環境をというふうなうたててあります。我々は、やはり水質ということは環境ということと切り離して考えられないのじやないか、やはり環境の保全が必要だということといわば表裏一体という認識に立っております。これは長官の湖沼法成立にかける今の御決意はわかりましたけれども、改めて確認をさせていただきます。湖沼の水質と環境と、長官はこういう認識に立っていらっしゃるか、まず水質と環境の関係、どういう御認識ですか。

○上田国務大臣 先生御指摘のとおり、環境というものが水質に及ぼす影響、これは非常に大きいものがあると思っております。

しかしながら、今現在、ワーストワンになっております手賀沼にいたしまして、また、その近くの印旛沼あるいは霞ヶ浦にいたしまして、また、関西の方では琵琶湖を取り上げまして、その周辺にはやはり多くの方々が生活を営んでいただいておりますが、あるいは形態と申しますか、そういうものがやはり戦後非常に向上をいたしたといえますが、複雑になったというか、とにかく以前とは違った形でお住みをしていただいております。ということになって、お食事の一つ取り上げても、それに要する材料というふうなものも非常に豊富にお使いをいただくといいようなことになり、したがって、それに端物というか、要らなくなったもの、そういったようなものが相当排出されてくる、下水とともに流されるというふうなことも起こっております。そういうことによるバクテリアによる汚染ということも非常に大きなウェイトになってきておまして、今の汚濁といえますか、汚染の一番大きな原因が生活排水というふうになってきておるのでございまして、したがって、そういうことを考えますと、

そういう問題を早く解決していかねければいけないのではなからうかと思うのでございます。

また、先生の御指摘のように、環境の方も、これはなるほど、変化と申しますか、以前とは違う形態にされつつあるわけでございまして、これもやはり保全をすべきところは保全をしていかねければならないということで、これに力を入れてまいらなければならぬと考えております。琵琶湖一つとりましても、北の方の非常に風光のいい地域、そういう地域については、これを十分に保全をしてやってくような考え方をしなくては行けませんし、また南の方の近江八景と言われたような、いろいろな堅田の浮御堂であるとかそういったようなものも、これは十分考えて、そして環境の保全というものを考えていかねければいけない、両方相まっていかねければいけないのであると私は考えておるものでございます。

○飯仲委員 簡単に答えください。環境保全と水質浄化ということは密接不可分、そう認識してよろしいですか。

○上田国務大臣 密接不可分と申しますか、両々相まってやらなければならぬものであると考えております。

○飯仲委員 環境庁長官としての行政の責任は、当然水質の確保、それから環境の保全ということとは重大な行政責任であると思えますけれども、よろしいですか。

○上田国務大臣 そのとおりに考えております。

○飯仲委員 それでは、先ほど来何回も言われておりますけれども、環境庁が五十五年に中公審に諮問いたしました。五十六年に答申をいただきました。今度の湖沼法の中に、環境という字句が欠落しておりますよ、水質だけになりましたよと何回も指摘されております。環境はどうでもいい、そういうお考えはないと思うのですけれども、環境という名称を水質保全というふうに変えられた理由は、長官、何ですか。簡単に答えてください。

○佐竹政府委員 当面、湖沼水質の汚濁がさまざまな利水者等に支障を及ぼしております、やは

りそれを当面一番急ぐべきである、かような観点から、水質に焦点を置きまして法律を仕組んだということだと思えます。

○飯仲委員 私は長官に聞いていますからね。最初、長官と同じベースで話をしないと、局長が話すと言いたくありませんから。長官と同じレベルで最初はいやらない。

長官が中公審に諮問したのは何を諮問なさったか、もう一度確認しておきたいのです。「湖沼環境保全のための制度のあり方」と諮問なさったのですよ。湖沼の水質の保全のあり方じゃないのですよ。いいですか、湖沼環境保全のための制度のあり方について諮問なさったのです。環境庁がそもそも諮問なさったのは何か。水質保全で諮問したのではないのですよ。さしあたって水質だったから、なぜ諮問するときには湖沼水質保全のあり方と諮問なさらなかったのですか。そうでしょう。

それから、この答申について大臣にもう一度確認しておきたいのだ、こんなこと言いたくないけれども、ここに書いてあるのですよ。「湖沼の環境保全を図る上では、湖沼の水質及びその周辺の自然環境を一体のものとして保全」しなさい。答申にはそう書いてある。一体のものとして保全しなさい、さしあたって水質だけと書いてないのですよ。いいですか。局長はそんなことを言っているけれども、これを読めば、さしあたって一体のものとしてこれを保全することが肝要であると言われているのだ。

では、その答申の中でどういうことを言っているか。新たに環境保全の必要がありますよ。これはいろいろと水質汚濁とか、さつきから言っている都市計画法、森林法、自然公園法、これは後で局長にきつちり答えてもらいますけれども、既存の法律がありますというのです。でも、今長官がおっしゃったように、この発生源がいろいろです、生活様式も変わってまいりました。現行法の対象となる特定事業所のほかに、多種多様にわたっております。そのほかに自然的、社会的諸条件

が大きく異なっております。ですから、ここに書いてあるでしょう。「従来の個別対策のみではその効果に限界があり、例えば森林法でも都市計画法でも限界があります。ですから、特性に合わせた新たな保全の措置を導入しなければいけませんよと、こう言われているのです。

しかも、答申の三番目の中に、こう書いてあるのですよ。「湖沼環境保全の基本的な考え方」、ここでは湖沼の水質保全の基本的な考え方とは書いてないのですよ。先ほど来、答申を守るといって、その中身を守るといって、環境を守らなければだめですよ。ここにもまた同じように書いてある。「その水質と周辺の自然環境を一体として保全することは緊急かつ重要な課題」なんです。これだけ言われていて、局長さんは口をあげば緊急と言います。ここに、環境を保全しなさい、一体でやりなさいと書いてある。ところが、ここから環境という字句が脱落したから、先ほど来、これは一番大事なことが欠落しているのじゃないですか、環境行政の一番大事なことを置き忘れてのじゃないですか、こう言っているのです。

長官、この辺の、答えにくいでしょうから簡単に結構ですよ、お気持ちを言ってください。環境は大事なのか、大事じゃないのか。どうでしょう。○上田国務大臣 環境につきましましては、私も大変重要なものであると考えております。環境と水質、これを相まって保全をし、また水質をよくしていきたいというふうにお考えおるものでござい

ます。

○飯仲委員 もうちょっと答申内容を読んでみますと、こう書いてあるのですよ。いわゆる「湖沼環境保全計画のあり方」、これは湖沼の環境をどう保全するかという答申なんです。ですから、ここでは「湖沼の自然的環境の保全・利用に関する措置に関すること」「その他湖沼の環境保全のための措置に関すること」、我々読んでも、やはりこの中公審の答申というものは、公害防除のために環境というものは非常に大事だ、こういうことを私はしみじみと実感として受けておるわけです。

そこで、長官、先ほどの質疑をずっと聞いておりました、既存の法制の中で十分対応できるとおっしゃった。ワースト二十という環境が破壊されている湖沼を長官も御承知だと思ふ。でも、その中のすべてが今度指定湖沼にはならないと思うのです。

そこで、環境庁長官持っている法律、自然公園法があるはずですよ。じゃ、今度指定しようとする十もしくは二十、あるいはワースト二十湖沼の中で、森林法で周辺が守れる、湖沼の周辺に森林法の網がかかっているという湖沼は幾つあるのですか。

○佐竹政府委員 ただいま具体的な数字は持ち合わせておりませんが、御指摘のように、森林法、自然公園法でその湖沼に線引きがされていくところは多数ございまして、もし必要であれば後刻資料として提出させていただきますと思ひます。

○飯仲委員 本来ならこの法案を審議するとき、あなたは先ほど来力み返って森林法で守れるとずっとおっしゃっている、岩垂先生にも中村先生にも。それだったら出すべきですよ。後刻なんぞで失礼な話だ。今最も大事な湖沼法をやっているのではありません。森林法で守れるのは、森林法で、例えば今度十もしくは二十、とりあえずは三つぐらいやろうかなというんことを言われておりますけれども、これは後で聞きます。でも、森林法で守られているのはこれだけです。はつきりしなさいよ。後ですぐ持つていらつしやい。

それから、都市計画法とおっしゃった。ここにいらつしやる中村先生だって私だって建設は長いのですよ。都市計画法を読んでごらんないよ。あの法制自体は何かという、都市計画によつておおむね市街化あるいは調整区域分けて、市街化は十年間で促進しなさい、そこに住みやすい市街化区域をつくりなさいということなのです。確かに、湖沼周辺の指定地域といえ、後で聞きますけれども、指定地域は流入河川の線でい

○佐竹政府委員 湖沼全体を合計したものはございませんが、代表的湖沼という意味で、琵琶湖につきましては、COD負荷の割合が産業系三四％、それから生活系負荷の割合が五七％、畜水産系が四％、その他五％。それから、霞ヶ浦に例をとりますと、産業系七％、生活系五二％、畜水産系三五％、その他六％。それから、諏訪湖につい

て申し上げますと、産業系四九%、生活系四二%、畜水産系六%、その他三%、かようなことになっております。

○葦仲委員 大臣、今答弁を聞いていて大体おわかりになったと思う。これは答弁を聞かなくても大臣はもうおわかりだと思ふのですが、いわゆる発生源別負荷の割合は何か一番大きいかわいという、湖沼によつて違うのです。例えば、真ん中に生活系を置きますと、霞ヶ浦みたいに畜水産系へ寄つてるところ、それから長官の地元琵琶湖のように多少事業所の方に寄つて湖沼、湖沼はいろいろあるのです。でも、その根っこにある一番負荷原因の率の高いのは、今聞きに合ったように、六〇%、七〇%という生活系の雑排水なんです。これが一番湖沼を汚濁させているのです。富栄養化の原因になつてゐるのです。ところが、この湖沼法で、一番汚濁の原因のその家庭用雑排水に網がかりますか。かかるかからないかだけ長官どうぞ。

○上田国務大臣 網と申しますか、計画を立てて、そして、その計画に基づいてやつていくということになりますので、その中に下水道であるとかあるいは生活雑排水の対策であるとか、そういうことが大きく入つてまいります。

○葦仲委員 各家庭の生活雑排水にかけにくいんですよ。それで今おっしゃつたように、下水道を何とかやりましょう。ですから、関係省庁の中には、環境庁何言つてゐるの、我々のことを規制する前にやるべきことをやつて、なおかつ湖水が汚いのだったら言つてちょうだいという省庁もあると思うんです。これは私はわかるんだ。長官は建設省出身だからよくおわかりになる。きょう下水道、建設省来ていると思うのですけれども、後で伺います。今必要人口に対して処理できるのは全国的に三〇%ぐらいですよ。

じゃ、湖沼周辺の下水道の全体のパーセント、簡単に何%と言つて下さい。パーセントだけでいいよ。

○佐竹政府委員 湖沼全体を平均したものがちよ

つとございせんが、琵琶湖八%、霞ヶ浦一%、諏訪湖三%、こんなふうになっております。

○葦仲委員 いわゆるワースト二十の湖沼周辺の下水道の達成率は、二十湖沼全体で平均は二〇%なんです。全国の平均より一〇%低いんです。特に今湖沼法で何とかしようかな、生活雑排水を処理しようとおっしゃるけれども、これは流域下水道にしても公共下水道にしてもマインスシーリングの中で大変なんです。これは下水道は後で聞きますけれども、手賀沼だつて二二%、印旛沼三〇%、霞ヶ浦一二%、鳥屋野潟三%、もう本場に低いんですよ。これは大臣が御承知だから余り言いたくないけれども、下水道とおっしゃるけれども、処理施設から管渠から地方自治体で一生懸命やろうとしていきますけれども、なかなか大変なんです。五十年、百年先の話なんです。ですから、湖沼法の中で本当は一番肝心な生活雑排水をどうやって規制するか、これは非常に大きな課題なんです。

そこで、今言つたように、事業所とか、ひつかつてくるのは特定の事業所にひつかつてくるわけなんです。生活雑排水の部分でひつかつてくるわけです。長官、本来私は静岡なんです。佐鳴湖という物すごい汚い湖を持つてゐるんです。私は湖沼法を断じて通せという立場なんですけれども、これは指定にはしてくないと思うのですけれども、いわゆる湖沼の雑排水をどうするかになつてきたときに、静岡なんかは、地震の対策のために財特法で国が県の立てた計画を重点的に採択してくれるということになつておつたわけです。ですから、非常に事業が進んだんです。

この法案のもう一つ欠落しているのは、中公審の答申にもありますが、財政的にどうするかという部分に非常に欠落している部分があるんです。ですから、長官にお願いしたいのは、いみじくもおっしゃつた生活雑排水にどう対処するか。一つは、建設省の持つてゐる下水道事業だと思ふのです。これを湖沼周辺の保全のために傾斜配分なり重点的にやるように環境庁が関係省庁と協議をす

る必要があると思ひますが、いかがでしょうか。

○上田国務大臣 御指摘のとおり、関係各省と協議をするようになっております。計画は知事さんがお立てをいただくのでございしますが、それを内閣総理大臣の方へ持つてまいりますので、協議をいたします。

○葦仲委員 じゃ大臣、私はきょう各関係省庁来ていただいたんですよ。今おっしゃつたように、環境保全であるとか、後でNとPの規制基準もお願いしなきゃいけません、環境庁がやりたいと思ふことを関係省庁がやってくれることはできないんです。でも、もうここで法案は成立する段階ですから、私は関係省庁は閣議で決定したことでですから、賛成してくれると思うのです。きょうは大賛成をしてくれると思うので、応援してくれるかどうかをちよつと確認しますから聞いた方がいいと思ふのです。あなたの出身の最も力強い応援団の建設省がこの法案に積極的に賛成か、消極的に賛成か、反対か聞いてみますから、建設省、通産省、農水省、厚生省との順番で答えてください。それだけ、積極的に賛成か、消極的か、反対か、このスタンスをまず各省庁……。

○緒方説明員 建設省の立場を御説明申し上げます。

建設省としては、湖沼の水質の浄化並びに周辺の環境保全、このあたりにつきましては非常に緊急かつ重大なことだと認識いたしております。現在までもそれなりの努力を傾注してまいつております。今後ともそういった方向で努めてまいりたい、そのように考えております。(葦仲委員「積極的に賛成」と呼ぶ)非常に重要なことだという認識に立つて事業を遂行してまいりたいと考えております。

○山田説明員 通産省といたしまして、ただいまの建設省からの御答弁と同様、湖沼の汚濁防止というのは非常に重大なことというふうにとらえております。

○吉池説明員 お答えいたします。

湖沼の水質保全を図ることは農林水産業にとつ

ても重要なことだと考えておるわけでございします。御承知のように、農林水産業というのは食糧の安定供給とともに国土や自然環境の保全を図るという働きもしているわけでございまして、そういう意味からしましても湖沼の水質を保全するということは極めて重要なことだ、こういうふうにご考慮しておるわけでございします。

○楠本説明員 厚生省は水道水源という問題を抱えておるわけでございしますけれども、私どももいたしましては、湖沼につきましても汚染防止の対策が早急に与えられる、講じられるということが肝要だというふうにご考慮しております。

○葦仲委員 大臣、いろいろ大臣がこの法案を出す間に関係省庁と折衝なさつたと思ふのですけれども、その中で一番問題になるような省庁もあつたやうでございしますが、皆さんそれぞれ重要であるという御認識でございしますから、これはしかと私も心へとどめおきまして、五年後、十年後、湖沼がどうなるか、今おっしゃつたことの結果が出てくるのはやはり五年、十年先だと思ふのです。私は、それまで待つてかこの目の黒いうちじやありませんけれども、湖沼並びに河川がきれいになるように見ておきたいと思ふのでございします。

あなたの後輩の建設省河川局長、この間僕がこの法案をやつていたら、河川局がボスターを一枚持つてきたのです。見たことあります。僕は、これは環境庁がつくつたボスターだと思つておつた。そうしたら、あなたの後輩です。多摩川八景、これきれいではない。多摩川にこんなきれいなところがたくさんある、知つていますか。ちよつと委員長、これを皆さんに見せてあげてください。

これは建設省がおつくりになつたボスターなんです。建設省も河川法の中で治水、利水という問題がありますけれども、やはりあなたの後輩は一生懸命河川をきれいにしようと努力しているんです。ですから、これは本当に力を合せてどうしたらいいかということで環境保全ということをし

全力でやってもらいたい。

確かに私は、今申し上げたように、河川法の中ではできないかもしれない、でも関係省庁が力を合わせれば、川はきれいになれるし、湖沼はきれいにしてもらえると思う。きょうは建設省の環境保全の担当の方が見えかもしませんけれども、私は建設省にきれいにしてもらいたい、環境を保全してもらいたい。

そういう意味で、法制がどうのこうのじゃなくて、いわゆる基本方針について、知事が基本計画を策定いたします、その中で湖沼と河川の環境を守り、水質をきれいにするように、建設省もいろいろと広報、公示の中で努力してもらいたいと思いますけれども、建設省のお考えはいかがでしょう。

○陣内説明員 ただいま先生の御指摘のとおり、河川には従来治水、利水機能という重要な機能があつたわけでございますが、最近社会のニーズも変わつてまいりまして、河川に対する環境機能の要請というのは非常に高まつてきておるわけでございます。そういう観点から、私ども、河川の水質浄化とかあるいは河川の空間の利用、こういう面について積極的に取り組んでおる段階でございます。

○葦仲委員 建設省さん、湖沼法ができましたので、湖沼環境保全のために、建設省の持てる手法の中で最大限、水質環境保全に努力をいたしたいと思ひますけれども、いかがでしょう、するかしなないか。

○陣内説明員 河川の水質保全のためには、流入負荷量の削減と、それから河川の中に堆積しておりますヘドロ等による内部負荷の増進を食い止めるということ、あるいはまた河川の水質を希釈、浄化するためのきれいな水の増水、こういういろいろな方法がございます。こういった方法をその河川の特長等に合わせながら、十分対応してまいりたいと思つております。

○葦仲委員 厚生省さん、今長官が一番心を痛めているのは生活雑排水なんです。上水道を湖沼か

らもつていらつしやる厚生省、水をきれいにする責任のある厚生省、やはりこの湖沼の水質を保全するということは厚生省の重要な役割だと思ふのです。

そこで、厚生省は、さきに、いわゆる生活雑排水を処理するために生活排水処理事業というものを始めになる、こう伺つております。この事業は本年度からお始めになれるかもしれませんけれども、湖沼法の重要性にかんがみて、特に指定湖沼等の湖沼周辺の生活雑排水を処理する事業も十分心にとどめ、重点的傾斜配分といきたいところですので、十分心にとどめてこの湖沼環境保全のため、生活雑排水処理のために努力をしていただきたいと思います。厚生省のお考えは……。

○小林説明員 お答えいたします。

湖沼の水質保全にとりまして生活排水の処理が極めて重要であるという認識に立ちまして、厚生省といたしましては、湖沼法に基づきます都道府県において策定される湖沼水質保全計画に配慮いたしまして、お話のごいりました新しい施策あるいは従来からの地域し尿処理施設あるいは浄化槽の指導等、生活排水対策を推進してまいりたいと考えております。

○葦仲委員 ちょっと厚生省、そこにいてください。

厚生省さん、もう一つ、厚生省がわざわざ浄化槽法をおつくりになつたと思うのです。浄化槽法によつて浄化槽がだんだんきれいになつた。今までは浄化槽は野放しだった。しかし、今度は浄化槽法によつて浄化槽がきちんと点検されて、保守されて排水がきれいに処理されるようになってくるといふことを聞いておりますけれども、浄化槽法をしつかり運用して湖沼周辺の水質をよくするために努力していただきたいと思うのです。その辺、法律はなつていますね。

○小林説明員 昨年五月に浄化槽法が成立いたしました。従来から浄化槽規制をしておつたわけでございますが、不十分な点あるいは総合性、一貫

性に欠ける点がございましたので、新たな法制度ができ、六十年十月から施行されることになっております。新しい浄化槽法の中の規定に従ひまして浄化槽の管理徹底を期してまいりたいと考えております。

○葦仲委員 次に、農林水産省にお伺ひしたいのですが、農林水産省の持つていらつしやる事業の中で農業集落排水事業、簡単な処理施設でございますけれども、これをやはり積極的に進めていただくことが、特に最近、農村へのいろいろな混住もございまして、都市化もございまして、こういう集落の排水事業というのは水質保全の上で非常に大事だと思ひます。この事業を積極的に県の方で保全計画の中に織り込んでいただきたいし、先ほど来私は水質保全局長とやかく言つておりますけれども、とやかくなど言つてもしょうがないので、林野庁が積極的に森林法を準用して、湖沼周辺の水源涵養や環境保全のために、現行の森林法の中で何とか環境が破壊されないように努力をしていただきたいと思ふのですが、この二つについてお答えいただきたいのです。

○藤野説明員 今質問なさりましたように、農村地域におきましても、生活雑排水を中心に農業用水その他の水質汚濁が相当進んでおります。

これに対応しますために、農業用水の水質保全を第一義的な目的といたしまして、今お話のございました農業集落排水事業をやっておりますが、この事業は汚濁水を集めまして処理してきれいな水に返して再び農業用水として利用することを第一の目的といたしておりますが、あわせてその地域の生活環境の改善、さらには下流域域における水質保全という意味で十分な効果も持つておるものでございます。

この事業につきましましては、今申しましたように、第一義的には農業用水の水質保全ということを目指してまいりますので、直接湖沼の水質を保全するという目的でやつてゐるものではないと思ひますが、結果としてそういう効果も持つておりますので、今後とも精いっぱい推進してまいりたい、かように存じております。

○原説明員 御案内のように、森林は国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全等の公益的機能を本来持つておりまして、湖沼周辺の環境保全に果たします森林の役割は極めて大きいと認識いたしております。したがひまして、林野庁といたしましては、森林計画制度、林地開発許可制度あるいはまた保安林制度等の適正な運用を通じて湖沼周辺の健全な森林の維持造成に努めまして、湖沼周辺の環境の保全を図りまして、かつ湖沼水質保全計画の達成に資しますように都道府県知事に対しまして十分指導してまいりたい、かように考えております。

○葦仲委員 もう一つ、通産省にちよつとお伺ひしたいのですけれども、通産省はもろに規制がかつてくるところが多いかと思ひますし、そういうときに、やはり中小企業、零細企業の公害防除施設をつくりなさいと言われたとき、非常に体質が弱いときには難儀するんじゃないか。当然金融面で十分な措置を配慮する、あるいは地方自治体にお願ひをして、金利を多少なりとも地方自治体が負担してくれる。そうすると、改善は非常にスムーズに進む場合もあるかと思ひます。そういう点を含めて、通産省として、やはりこの湖沼法によつて影響が出てくるであろう事業所がもしも出たときには、きめ細かに応援をしてやつていただきたいと思ふのですが、通産省いかがでしょう。

○咲山説明員 ただいま先生御心配くださったように、いろいろ助成措置というものは、中小企業金融公庫でございますとか国民金融公庫その他中小企業事業団とか、そういうバックアップ措置というものがございまして、何と申しまして、政令で定める規模の最低レベル、そのところに位置する方々というのはなかなかその対策に御苦心なさるものというふうになつてしまつてゐるところというのは、これはもう万難を排しても、その基準とかその規制に合致するようにひとつお願いすると思ひま

して、それからあと規制の対象に規模の大きさを
らしてならないようなところというのが、これは
まずそのボーダーを引くときには、その湖沼の浄
化目的のこの辺でひとつ大丈夫だという線が当然
引かれるものというふうに思いますので、そのう
う規制を若干下回るような規模のところという
のは、湖水の浄化と直にリンクしたような問題で
そういうところにもいきなりその規制の手続をと
つてもらうとか、いろいろその努力をしてもらう
かどうかという点は甚だ微妙なところではないか
と思います、これとても万が一そのような事態
が起こりましたならば、また環境庁とも十分御相
談をいたしまして、適切な処置をとっていきたく
というふうに思っております。

○裁仲委員 長官、一通り関係する省庁の御意見
を伺ってみました。長官も今お聞きになったとお
り、湖沼法の重要性についてはそれぞれ認識を持
つていらっしゃるようでございます。ここにいら
つしやる環境委員の諸先生はみんな長官と同じよ
うに湖沼を何とかしようという立場で物を申し
ているわけでございますから、この湖沼法を成立さ
せて、法律の至らざる部分はいらうと知恵を出
し合つて、湖沼の環境保全、そして水質保全、精
いばいその道をつけて、五年、十年先にこれだ
けきれいになったという成果へ私は努力をしてい
ただきたいと思うのですが、先ほどの御決意と今
の御決意、もう一回ちよつと聞かせてください。

○上田国務大臣 ただいま各省からの御答弁をお
聞きをいたしております、また各委員の先生方
のお考えを先生からお話をちよつと聞かせていま
して、私も非常に心強い次第でございます。ぜひ
ともこの湖沼法を成立をさせていただきます、湖
沼の水質の保全を図り、また各関係の省の御援
助を得て、そして環境の保全の全きを期してい
きたいと考えております。

○裁仲委員 厚生省お見えてでございますので、水
道水をとっていらっしゃる関係で、湖沼の中で非
常に汚染が進んでいる湖沼がございます。特に、
有機性腐植物質と塩素との化合によって、トリハ

ロメタンというものの危険性が最近指摘されてお
ります。発がん性の物質でございますが、これに
ついては厚生省も十分注意を促して心配のないよ
うにしていらっしゃると思うのでございますが、
その対策、現在どうなっているか、ちよつとお伺
いしたい。

○楠本説明員 答えさせていただきます。
湖沼の汚濁によりましていろいろなブランク
ンあるいは藻類が発生する、かようなことが生じ
まして、藻類、こういつたものが多くなりまして、
水道の消毒と相まって、御指摘のトリハロメタン
の生成が増加すると言われております。

それに対する対策でございますけれども、厚生
省としては五十六年、トリハロメタンの制御目標
値を○・一〇ミリグラム・パー・リットル以下、こ
う定めまして、定期的な水質検査と、そして上水
管理の適正化を図っております。そして、トリハ
ロメタンの低減化に努めるよう、水道事業体に対
して指導しております。そして、私どもとしては、
このトリハロメタンについては相当の成果が上
つておるというふうに評価しております。とはい
え、基本は水道水源の保全ということが不可欠で
ございますので、やはり私どもは自衛策を講じて
おるわけでございますけれども、先ほど来ありま
した汚染防止のための有効な対策が講じられるこ
とが肝要だと考えております。

○裁仲委員 ちよつと重ねてお伺いしますけれ
ども、今基準を設けられましたが、現在の水質の中
で危険だと思われるような地域あるいは水道施設は
ございますか。あるかないかだけ。

○楠本説明員 ないと考えております。
○裁仲委員 これは健康にかかわる非常に重大な
事柄でございますから、その辺はどうかくれぐれ
も監視を厳重にして、そういう危険を起さない
ようによろしく願ひをしておきます。

法案を見てまいりまして何点か逐条的に伺ひ
しますから、これは簡単に明快にお答えいただけ
れば結構でございます。

その前に、もっと大事な点があるわけでござい

ますけれども、一つは、この湖沼法の中で、特に
中公審の方から指摘されました事柄で富栄養化の
対策の課題がございます、富栄養化対策を何とか
しなさい。先ほど来お話がございましたように、
現在、窒素と磷については答申をいたしたように
努力をいたしておる、こういうお話がございま
した。ですが、この具体的なNとPの規制をいつ
ごろやになるのか、それから、これは湖沼法に
上乗せして規制をかけられるのかどうか、そのめ
どについてお答えいただきたいのです。

○佐竹政府委員 N、P規制につきましては、夏
ごろをめどに答申をいたしまして、実施に移し
たいというふうに考えておるわけでございます。

それから、湖沼法で上乗せしておりますか、現在
当面、湖沼法はCODを考へておりますけれども、
も、さらに必要があればN、Pの負荷規制も法律
上できるようになっておりますので、そういう措
置も講じてまいることと考えていきたいと思つて
おります。

○裁仲委員 このかけ方ですけれども、今環境庁
は湖沼の環境基準の中にNとPを入れているわけ
です。ただし、それは環境基準だけの話であつて、
今言つた排出規制の中に入っているわけではあり
ません。まず、かけようとなさると水濁法でおか
けになるのか、それとも湖沼法の中で新たにやる
のか。水濁法でのせるのか湖沼法でのせるのか、
両方のせるのか、どちらですか。

○佐竹政府委員 まず水濁法でやることを考へて
おります。

○裁仲委員 この富栄養化という問題は非常に大
事な課題でございます。逆に、栄養というものは大
事でございまして、これは長官も篤と御承知のよ
うに、栄養化でなければ生物は生存できないわけ
でございますから、適正な栄養化というのは必要
であつて、富栄養化がいろいろ問題でございま
すが、適正な栄養化の中で湖沼という環境が保全
されるように十分御配慮をいただきたい、このこ
とだけ。ちよつと時間がありませんから、それは
そのぐらいいしておきます。

それから、条文別にちよつとお伺ひいたします
けれども、まず湖沼を指定するということになる
わけでございまして、指定湖沼として当然これは
知事が申し出ますよということになっておりま
す。でも、法案を出された環境庁としては、大体
この程度の湖沼は指定したいなという腹づもりが
あると思ひますが、どの程度の湖沼を今指定しよ
うとお考えなのか、数だけわかれば。

○佐竹政府委員 当面、十ないし二十を考へてお
ります。

○裁仲委員 水質汚濁に関する地域を同じく指定
することになっております。この指定はどのエリ
アまでおかけになるのか。いわゆる集水区域、線
的には先ほど言つたように上流部分まで、水源の
一番根つこまで指定地域になるのか、その地域
というの、これから知事さんの御意見を伺わな
ければできないでしようけれども、基本的には水
源地の根つこまでかけていただきたいと思う、集
水地域は当然湖沼の水質に影響しますからかける
べきだと思ひますけれども、その辺の基本的な考
えがあつたら聞かせてください。

○佐竹政府委員 今御指摘のとおり、原則的に集
水区域全体にかけます。

○裁仲委員 そこで大臣、大事なものは、今おつし
やつた十の中には、恐らくここに出てまいります
環境基準が全部だめなワースト湖がずらつと環境
庁の資料にあるわけです。この中で指定される
湖沼は幾つぐらいありますか。

○佐竹政府委員 いわゆるワースト湖の環境基
準の達成率の悪いところのうち、おおむね六つぐ
らいがこれに該当するといふふうに考へておりま
す。

○裁仲委員 では、私の方で名前を申し上げます
と、手賀沼、印旛沼、霞ヶ浦、児島湖、諏訪湖、
このほかにございしますか。

○佐竹政府委員 ただいま御指摘のとおりでござ
います。

○裁仲委員 そうすると大臣、ワースト湖二十の
中で五つかかるのです。あと十五かからないので

○佐竹政府委員 当面総量規制の適用を直には考えておりませんが、実行いたしましたし、必要があれば、法律上は手続も簡素化したし、できるようなってまいりますので、そのような措置もとってまいりたいと考えております。

○藪仲委員 大臣に最後にお伺いしますけれども、今何点が伺いましたけれども、時間の関係でこれでやめますが、今まで私が何か指摘しましたように、湖沼の水質というものと環境保全というものは、私はやはり環境庁が責任を持つて進めていたいただきたい行政であると思うのです。

そこで、問題は、生活排水をどうするかということですが、その地域住民の意識の盛り上がりというものは非常に大事だと思ふのです。これは、この辺の水をきれいにするという盛り上がりを取り組んでいきたいと思います。それから、水はきれいにならないと、富栄養化による淡水赤潮、アオコの発生、メカニズムは必ずしも正確ではございません。環境庁として必要なのは、そういう研究ということが非常に大事だと思ふのです。その研究についてどうお考えか、お答えください。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。

住民の意識の向上でございますが、最近私も手賀沼へ行かせていただきましたが、そういう意識が非常に向上しておられて、皆、御家庭のいろいろな雑排水に対してもいろいろ工夫をしておいでいただいておりますが、これは全国的にひとつ広めていきたいと思います。

その次に、研究に対する予算でございますが、これも私はひとつ極力環境庁は、新しい公害が起らないように、また新しい方向に行けるように進めていく研究費を要求したい、こういうふうに考えております。

○藪仲委員 それでは大臣、最後に、いわゆる自然というものは我々の考えているより不思議なメカニズムを持っております。いわゆる生態系の中で自然環境は自然環境なりにきれいにしようとい

う自然の浄化作用、メカニズムが当然あると思うのです。だから、この研究の中に、今言ったC O Dを規制する、N、Pを規制する、いろいろおやりになる、でも自然の持つてくる、例えばユスリカであるとかグッピーだとかいろいろなことを環境庁は研究なさっていると思ふのです。自然の持つてくる浄化作用というものは、好ましいものは必ず私はあると思ふのです。それを助成するような研究を、規制だけではなくて、自然の持つてくる力を生かしていこう、それがこれからの環境行政の中で私は非常に大事だと思ふのです。特に緑の国勢調査なんかやられて、湖岸が傷んで大事なものがあるのも御承知だと思ふ。そういったものを今度の湖沼周辺の保全の中で守っていただくと同時に、湖沼の水質保全法という法律、我々にはちよつと問題がありますけれども、何とか大臣がしっかりと、湖沼の環境と水質を守っていただきたいてと重ねてお願いして、大臣の御答弁をいただいて、終わります。

○上田国務大臣 湖沼の周辺の環境の保持でございますが、今先生、緑の国勢調査というお話も出たのでございますが、こういうことに対しては住民の皆様方にも環境の重要性を御理解いただくとともに、私も、不足しておるといいますか、今欠けてきつたところ、そういうようなことに対して十分注意をいたしまして、環境の破壊ということが起こらないようにしていきたい、こういうふうな処置していきたいと考えております。

○藪仲委員 終わります。

○竹内委員長 次に、中井治君。

○中井委員 湖沼法につきましては、かねてからこの委員会でも何年にもわたってその提出あるいは成立が待たれておったわけでございます。そういう意味で、この法案の審議に入れるということは大変喜ばしいことであるわけであり、論の中で出てまいりましたように、どうも余り私

どもが期待しておったような形でもないし、ぱつとしないと言つと、大変御努力をいただいた環境庁さんには申しわけないけれども、そういう法案じゃないか、こういう感じがいたします。そういうところに至つた経過、あるいはそういう形での法案を現在出せない環境庁の立場、いろいろわかるわけでありまして、しかし、わかつても、一つ一つそういうことについて確認なりあるいは再答弁を賜りながら審議を進めていきたいと思ふので、御協力をお願い申し上げます。

過般この法案が本会議に提案されましたときに、質疑応答が本会議でございました。その中で内閣総理大臣中曾根康弘先生は「花と緑と人の和を、これを実践しよう」としてのものが本湖沼法案を提出するゆえんでございまして、こう大上段に振るかざしたのであります。私、これ全然わからないのであります。どういう意味なのかかわからない。環境庁長官からひとつきちつと脈絡がつくように御説明を賜りたい。

○上田国務大臣 総理がお答えになられました「花と緑と人の和を」ということと湖沼法、こういうものの関係をひとつということでございますが、総理は花と緑、こういう……（中井委員）これを実践するというのは、どうして湖沼法で花と緑になるのか、説明してください」と呼ぶのですから、花と緑ということによって人の心を和やかにして和を……（中井委員）そつちはよろしい、湖沼法……（中井委員）いや、そういうことから湖沼に対する、自然に対する理解と申しますか、関心と申しますか、そういうものを深めていきたいというお考えをお持ちになっておられると思うのでございます。したがって、湖沼の水をきれいにしてその周辺に住んでいただいております方々に、また下流の方々に、水質がよくなることによつて、利用していただく方々に自然の愛好もさうにふやしていただくということ、それともう一つは、もう一つの法律の、これはちよつと何になりますけれども、湖沼の周辺の環境につきましても、他のいろいろあります法律を駆使するわけ

でございますけれども、水質をよくするということが法律によつて環境保全をしていくということと結び合わせてさらに人の和をつくつていく、こういうことでございまして。

○中井委員 さつぱりわからぬのでありまして、大臣、せめて中公審の答申の精神のとおり湖沼環境法案としてこの法案が出されて湖岸あるいは岸辺、こういったところも対策としてこの法案の中にとられるというなら総理のおっしゃるような花と緑という意味もわからなくはないわけですが、しかし、残念なことにはこの法案は湖沼の水質保全という形に絞られて提出をされているわけであり、ああいう言葉を聞きますと、総理自身の御理解のなさというものは私はよくわかる。そういったことをきちつと御訂正を賜りたい、このように思ひます。

同じくその趣旨の説明の中で、これまた先ほどから大臣からお話ございましたその周辺の環境については、現行法を十分活用していつて環境というものを保全をしていく、こういうお答えでございました。また、先ほど建設省あるいは局長等の御答弁もそういう御答弁でございまして、本大臣は現行法をうまく活用していけば湖沼の環境というものが十分保全できる、あるいは改善できる、このようにお考えですか。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕

○上田国務大臣 お答えを申し上げます。

これはいろいろ例を挙げていかないとけないのじゃないかと思ひますが、一例を簡単に挙げますと、琵琶湖の問題におきましては、あれは自然公園法が琵琶湖に、湖の中でございすけれども、かかつておるのでございす。それから、その周辺の山には自然公園法がやはりかかつておりますし、そういうようなことから環境保全をしていくということを考えたというところでございす。そして、それをそのほかのいろいろな法律も使つてやつていただいて保全をしていくのでございす。さしあたっては今水質の方が非常に悪いということで騒がれておりますし、また事

実悪うございますので、水質の方を今重点を置いてやらしていただく、環境の方は今言ったような法律を使ってやっていくわけでございまして、もし、そこに不都合が起こつてくるようなことでありましたら、その点においてまた検討をさせていただきます、こういうふうに考えております。

○中井委員 建設省も同様ですか。

○緒方説明員 御説明いたします。

湖沼法につきましては先生特に御存じのとおり、当初案におきましては……(中井委員)説明はいいから、一緒ですかと言っているのです」と呼ぶ)基本的には一緒でございます。

○中井委員 政府内でお話し合いをなさったものですからあえて私どもやましく申しませんが、もし、そういうことで現行法をうまくやっていけばいいんだという発想に立つならば、先ほどの数仲先生の質問と一緒にありますが、大臣、環境庁要らなくなるのです。現行法制をいろいろと解釈され、また現場の方も御努力いただいで環境問題に当たっていただいてもなかなか難しくなつてきたから環境庁は要つたのである、私どもはこういう理解をしていますし、この委員会だつてあるわけでありまして、それをまああつた現行法があるから、現行法があるからという形で何でもかんでも封じ込めるということであれば、それは本当に環境庁あるいは環境行政そのものが意味がなくなる、私はこのように考えるわけです。その点、大臣はどうですか。もう一度お尋ねをいたします。

この間、どこからの新聞の夕刊を見ておりましたら、人物という欄に長官のお写真が載つておりました。国会の質問はうつむいておぼそきと答えてた野党は手心を加えるのだという意味のことが書いてありまして、なかなかテクニクにお答えになるのはお人柄かと思つておりましたら、テクニクだということでちよつとびつくりいたしました。ひとつつそういうことのないようにごつくばらんにお答えを賜りたいと思ひます。

○上田国務大臣 別にそうおぼそきと言つてゐる

わけじゃないのですが、あの新聞に書かれたのは、謡曲をやっているのなれどもつとでかい声を出してやつたらどうだと言われるので、いや、そんな大きな声で言うものではないので、答弁というものは静かによくわかつていただけるようにお話しをするものである、こういう趣旨で申し上げたのでございまして、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それからもう一つの、肝心な方の答弁でございますけれども、余り上がつてしまひまして御答弁を忘れかけておりましたが、今の湖沼におきましては、水の使用をしておられるところは非常に困つておる、非常に緊急を要する点がありますので、まずその点をひとつ法律につくらしていただいて、早く改善をしなければいけないのじゃないか、環境の保全も非常に重要でございまして、両輪のようなものでございまして、これについては今法律があるものだから、いろいろな法律をかけてもらつてゐるものを駆使して、それでぐあいが悪いといひますか、この点はどうもだめだといふところにおいでその対策をもう一回立てさせていただきたい、こういうふうに考えておるのでございまして、環境庁としては各省の縦割り行政というものを横に見て、そして全体を環境という面から検討をしていくことについては使命としてやらせていただきます。

○中井委員 これまた先ほど岩垂議員からお話があったと思うのですが、私自身もこの委員会でも何遍も何遍もいろいろな問題で質問をいたしまして、環境庁の一番多い答弁は中公審に諮問をしてから、あるいは答申をいただいてから、こういうことでありまして、法律にのつとつてそういう手続がとられるわけでありまして、環境行政あるいは環境庁あるいはこの委員会にとつても中公審といふのは大変な重みを持つものであります。また私は国民的信頼も得ておると思ひます。そういう中公審の答申と、大変残念なことになつてゐる法案、あるいはまた答申が出てから二年ぐらいかかつて、その間、省庁間でまあ調整にばか

り憂き身をやつしたと言へば言ひぐさは悪うございませうけれども、時期がおくれて出てきた今回の法案、こういつたことに關してなかなか御意見は言ひにくいでしょうけれども、本当中公審答申とこれだけかけ離れた形でできたということについて、長官の率直なお考え、御感想、あるいは逆に言えば、長官は長官になられる前は自民党の中において建設関係の大変力を持つておられた議員だつたと思ひます。

きよの委員会には建設省しかお越しをいただいておりませんけれども、先ほどの湖沼の問題あるいは流域の問題あるいは埋め立ての許可の問題、ありとあらゆることで建設省と環境庁との間で調整がなされた、そして大半が建設省の言ひ分のような形でこの法案がつくられた、そのことは結果的には中公審の答申とほとんど違ふものになつてきた、こうなつてゐるわけですが、その省庁間の調整のときには大臣は環境部会にも環境庁にもおられなかつたわけでありまして、逆に建設省の側として御声援をなすつたと思ひます。今ここへ座られて環境行政を預かつてやられる立場とのギャップ、そういったものについてどうお考えになつていらつしやるか、率直にお聞かせいただきたい。

○上田国務大臣 先生から、前はまあ建設関係の行政をやつておつた、今度は環境行政をやつてゐる、その考え方、見方がどう違ふかと思ひます。か、こういう御質問ではなからうかと思ひます。でももちろん建設は環境の保全を考えてやらせていただいておりますのでございまして、例えば私が前にただいておるのでございまして、例えば私が前に近畿圏整備本部の次長をやられていた際に、環境保全をしていかなければいけない、また一面、非常に大阪に人口が集中し、工場が集中し、環境が破壊されておつてどうにもならぬようになってくる、あるいは周辺がスプロールされる、こういうことではいかぬということからああいう計画を立てさせていただいて保全を考えていった。また、琵琶湖の総合

開発をやらせていただいた。この点においては、琵琶湖の水を何とかしてきれいにしていかななくては行けない、また周辺の保全を考えて計画をやらせていただいております。建設の面から見て環境を考えたがやつておつた、今度は環境の面から建設を見ていく、そしてガイドマップなんかをつくつてやつていただいたらいひのじやないかというふうな考え方を持つてやらせていただいております。これは鏡の両面、一つのをこつち側からとこつち側からと、こう見て、真ん中のところは同じところに到達するといふように私は考えておるのでございまして、そういう意味におきまして目標とするところは一つであるといふことでやらせていただきたいと思つております。

○中井委員 私何も何も建設することが、あるいは物事をつくり直していくことが悪いといふことではなしに、大いに必要なことと思ひます。おつしやるように、環境も含めて両面必要だ、このように思ひます。私どもは各地域で一生懸命努力して、また建設省にも働きかけてやつていただくと。そうすると、大半の河川は蛇行が直されて直進になる。そして、まあまあ自然の護岸をそのまま残されるところもあるけれども、小さな川なんか、ほとんど三面をコンクリートでやつていく、あるいはプロツクを積んでしまふ。そうすると、かつて河川が持つておつた自然の浄化力などというのは全部失われていくわけでございます。予算の関係、時間の関係、災害対策、いろいろなことではあるでしようけれども、建設省の皆さん方が、現行法でやるの、現実にはやつておるので、それさえうまくやつていけば湖沼の環境というものは守られるのだ、あるいはこれからは湖沼の環境というものは守られるのだ、そういう建築あるいは河川改修、いろいろな中で環境というものが残念なことに失われていく、あるいは自然の浄化力というものがなくされていくのが現実でございます。

そういうことを心配して中公審がいろいろな形

で提言をしたわけであり。それらがごとく建設省サイドの問題について抜かれたということについて、長官、十分わきまえていただく。私は、調整がついたものをもう一遍やり直せなんてやばなことは言いません。この法案を出すために環境庁がどれだけ御努力なすったか、よく承知いたしております。しかし、そういう情けない調整の結果になっておるということをわきまえられて、建設省がこの法案の中でまだやる部分がある、その部分を環境庁長官が——この法案が現実実施される時には、大変失礼ですけれども、もう既に環境庁長官ではなくて、建設省に對して影響を持たれるわけであり、特に下水道の整備等で十分その穴埋めをするための働きをしていただきたい。このように思いますが、御決意をお聞かせください。

○上田国務大臣 お答えを申し上げます。

先ほど申しましたのをちよつと補足いたしますと、建設の面から環境を見ておりますというものの、それはなるほど環境の面から見るとはまた違つたものが特に今までは多いのであります。と申しますのは、環境ということには高度成長のときにおきましては国全体が余力を入れてなかつた。日本の国が今こういう状態になつてそれで振り返つてこういうところが不足だということで環境庁ができ、そして環境に力を入れていただく先生方に集まつていただいてこういうふうな環境の面が大いに伸ばされてくるようになってきたと私は思うのでございます。そういう面において環境は非常に大切なものと私は考えます。したがって、私は環境庁長官になつたときに、実は環境庁の予算というのは今の四百三十億ぐらいなものではなくて、もっと、四千五百億あるいは四兆五千億ぐらいの予算があるのじゃないかなと初めは思った。四兆五千億というのはちよつとオーバーだから、四千五百億ぐらいあるのじゃないかと、四三百三十億ですということが、ちよつと足りなかつたわけでは

ますが、そういう点を考えますと環境面にはもつと力を入れなければいけないのではなからうか、そういうふうにしてバランスをとっていくところ、最後の目的、先ほど言いました両面から見て同じ目的が達成される、こういうところへ行きておるのではなからうか、こういうふうな考えでおるものでございます。したがって、今後大いに力を入れてやらせていただきたいと念願をいたしております。

○中井委員 この法案の中における生活排水の処理、すなわち下水道整備の重要性というのをどのように御認識なさつてこれからの予算づけあるいは計画づくりに建設省として立ち向かうかとされておるのか、他の議員の質問と重なりますけれども、その点をお尋ねいたします。

○辻説明員 お答えします。

下水道の整備に当たりましては、湖沼の水質の問題の重要性ということにかんがみまして、従来から湖沼関係に重点を置いて整備をしていて、ところでございますが、いまだ十分という状況ではございません。この湖沼法によりまして指定湖沼が決まりまして湖沼水質保全計画に定められました事業につきましては、財政事情、非常に厳しゅうございますけれども、今までも一層その整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中井委員 琵琶湖の法案のときもそうでありましたし、瀬戸内海の特例法のときもそうでありました。また、伊勢湾、東京湾、閉鎖性水域の水質の規制の問題のときにも、この問題はいつでも最重要視されておる。建設省にそれぞれ聞いたけれども、今の御答弁を大体いただくわけでは

あります。 それでは、実際に東京湾や伊勢湾や瀬戸内海というところに面した地域で、あるいはまたその湾にそれぞれ注いでいる流域においては、下水道というのとは他の地域よりかはるかに進んだ形で普及がなされておるのかどうか、それはどうですか。

○辻説明員 全国の下水道の普及率、五十七年度末で総人口に對しまして三二%と全体に低いわけ

でございますが、その地域別の内訳で見ますと、大体下水道をやりました歴史の非常に古い大都市と申しますか、大都市圏、これの普及率が非常に高うございまして、その他の地域がまだ非常に低うございまして、そういうことでございまして、重点的にやろうとはしておりますけれども、数字的にはまだ非常に低いという状況でございます。

○中井委員 何も建設省だけ責めても仕方がないことであることは承知をいたしておりますが、しかし、いつでも国会でこれをやりますと、やりま、やりま、この言うのだけれども、実際はやっていけない。にもかかわらず、また今度の法案では、湖沼に比べて生活排水の汚濁負荷量というの、湖沼に對しては、かなり高いわけでは、それにもかかわらず、また同じことだということであるならば、一般の人は、そういう法律をつくつて下水道も早くなるのか、こう思うのは当たり前でしょう。当たり前だけれども実際は違ふのだ、そういうことであれば、先ほどから御質問がありまして、何のためにこの法案をつくるのだ、こういうことになるわけでは、

そういう意味で、実際にここにこの法案がつくられる効果があるのか、そして実際にその中で下水の事業の進捗というものは本当に進むのかどうか、これについて環境庁、お答えをいただきます。

○佐竹政府委員 まさに御指摘のような点がこの法案の運用上の一番の問題かと思うわけでございまして、現在、国の財政事情全体も非常に厳しい状況にございまして、その中で重点配分を圖つて現在よりさらにその進捗アップをするためには、おのずから指定湖沼というのをある程度限定せざるを得ないのではないか、かようなところから十ないし二十の湖沼について指定していきたいというふうな申しておるわけでございまして、その程度のものであれば、これは関係省庁に御協議した際にも重点的な予算措置が可能になるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○中井委員 そういうできないことを御答弁なさつちやだめだよ。例えば、私どもの伊勢湾だって、ちゃんと閉鎖性水域の中で優先的にやるなんという話をこゝで何遍も御答弁をいただいております。三重県なんか一〇%いっていませんよ。十や二十と言いますが、それに関係する流域だとかその下水の予算と比べて下さいよ。僕はそう思うんですね。そんな簡単にいかないですよ。お気持ちをはわかりますけれども、僕らもそうしてほしいです。しかし、できないのです。これは長期的におやりいただく以外にないですけれども、そんな割り切つた、子供に夢を与えるみたいな答弁はないと私は思います。今の答弁なしにして、どが一体この法案の利点なんですか、説明して下さい。

○佐竹政府委員 確かに、今大体実質的に公共下水道の整備は一人百万円かかるわけでございまして、その流域の人口を見ますと、掛ければ必要投資量は出てくるわけでございまして、それに対して当該県への予算の配分を見れば、かなりの時間を要するということが当然結論になつてくるわけでございまして、それで、その間をつなぐために、一方では現在より悪化させないということ、新増設施設には負荷規制をやり、またN、Pの規制を一般的にやり、それからさらに、これは下水道以外の公共投資等で水質保全に役立つ事業もあるわけでございまして、こういうものもできるだけ協力していただくということで、現在各省庁に配分されている予算を一つの目的のために集中して使つていくというようなことで対応してまいりたい。基本的には、おつしやられるとおり非常に難しい問題でございまして、現在より悪化させないということがまず最大の問題点でございまして、それを時間にかけて各省庁の予算の執行の可能な範囲内で漸次よくしていく、これが私どもの基本的考え方でございます。

○中井委員 くだるわけじゃないし、こじつけるわけでも何でもないのですが、現在よりも湖沼の水質を悪化させないということであるなら、何もこんな法律は要らぬと思うのです、皆さん方、

今御努力いただいているのですから。今の水濁法なりいろいろな規制で、琵琶湖だって霞ヶ浦だって条例であるわけですから、悪化させないならおやりいただいたらいのです。だから、私が言っているのは、こういう法案をつくって、そんなに一遍に下水が行くとも思わぬし、あれだけけれども、どこに飛び抜けていい点があるのだ。各都道府県の皆さん方は、早く法案を審議せよ、審議せよと言っているけれども、本当にそんなに飛びついてやるほどすばらしい法案なのか。ここまで言うと言い過ぎになりますけれども、あなたが変なことを言うから申し上げたわけでありませう。

それじゃ、違う形でお尋ねしますから、お答えください。第二条に、国は、基本方針を定める、こうなっているわけではございません。これはどんなことを定めるのですか。例えば瀬戸内海の環境保全、瀬戸内の法案なんかでは「基本計画」、こうなっているわけでは、これは「基本計画」ではなくして「基本方針」、こういうふうになった理由とともに、現在のお考えをお聞かせください。

○佐竹政府委員 国がまず湖沼の水質保全基本方針を定めるわけではございません。これは指定湖沼の指定手続に先立って決めるわけではございまして、当然のことながら我が国の湖沼全体についての方針、かようなことになるわけではございまして、したがって、計画と申しますよりもプログラムと申しますか、そのような性格のものでございませう。

具体的な中身といたしましては、法律にも書いてございませう。湖沼の水質の保全に関する基本構想」ということで、これはやや湖沼の水質特性とか汚濁のメカニズムというややなものを踏まえて、要するに規制と、それから事業とバランスをとってやっていくというややなそういう構想を書くことにならう。

それからさらに、次に「湖沼水質保全計画の策定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項」という条項がございまして、これは湖沼水質の浄化のためにどのような事業をやるか、その事業を列挙する。それからさらに、

その各種対策について均衡をとってやっていくことが必要である、そのような内容のことがここで書いていかれることにならうかと思ひます。

それから、その他「湖沼の水質の保全に関する重要事項」ということでございまして、これにつきまして、一般湖沼についても指定湖沼に準じた施策を講ずること、それから湖沼の保全に関する調査研究、それから技術開発の必要性、さらには湖沼の環境保全意識の高揚、そういうものの普及を図るといふようなプログラムをここで書くことになりました。

この基本方針を受けまして都道府県知事が水質保全計画を策定することになるわけではございませう。

○中井委員 この法案が通って、そして、おっしゃるやうに幾つかの湖沼が限定をされて計画が出てまいります。この法案で、あるいは今のお話で、あるいは都道府県知事やが事業計画をつくって出してまいります。しかし私は、どうも、聞いてもあるいはいろいろと読ましていただいても、現在あります琵琶湖あるいは霞ヶ浦、こういったところの条例よりも緩やかかというややな形にならざるを得ないと思ひます。埋め立ての問題あるいは窒素、磷の問題、こういった問題も含めて全部そうなると思ひます。当然琵琶湖も霞ヶ浦も指定されると思ひます。そのギャップをどういふふうにやっていくわけですか。

○佐竹政府委員 琵琶湖、霞ヶ浦につきましては、御指摘のやうに、条例によって施策が講ぜられていくわけではございまして、そのかたにになります対策としての規制につきましては、これは水質汚濁防止法に先立ちまして窒素、磷の規制をやつていくわけではございませう。私どもは、この湖沼法と並行いたしまして、窒素、磷の排水規制の基準について現在中公審で御検討いただいているわけではございませうが、その結果、排水基準が決まりましたら、琵琶湖、霞ヶ浦についての窒素、磷の規制は水濁法の規制の上乗せとして位置づけられるわけではございまして、その両者の間に矛盾が生

ずるといふことは法律の仕組みからいってもないわけではございませう。

さらに、この湖沼法の最大の利点といたしましては、県の各部集まりましてこの条例に基づきまして対策を立てましても、結局、その裏打ちになる事業につきましては国の各種事業制度に依存せざるを得ない部分もかなりあるわけではございませうが、それらにつきまして、今後は、現在琵琶湖なり霞ヶ浦について県が独自に立てました計画の主要部分が水質保全計画の中に織り込まれることになりまして、それが内閣総理大臣の同意という手続が必要になります。同意を与える際には各省に御協議も申し上げるわけではございまして、いわば地方と中央、それから建設、農林水産、商工各部のコンセンサスの上に立つて、中央、地方のコンセンサスの上に立つて湖沼の水質保全対策を進めることができるやうになるのではないかと。環境部局はいわばその場を提供し、各種対策の調整を図っていく、こういうところに私どもの役割があるのではないかと。いふうに考えておるわけではございませう。

○中井委員 すみません、私が頭悪いのかどうかわかりませんが、佐竹さん、僕は余り細かい条例は入っていないのです。この法案をつくってどうするんだ、どこがいんだとお聞きしているわけでは、現実には一番湖沼の中で国民全部に関心があり、また生活に影響があり、しかも現実には汚れておる琵琶湖、霞ヶ浦というのは、条例をつくって直そうといふことを必死に対策をやつておられるわけですね。これをつくるわけですね。この二つも入るわけですね。実際は、入つてやられるけれども、この二つのところの条例の方がはるかに厳しい規制、あるいは埋め立ての許可制とかいろいろな形でやつておられる、国のこの法案の方がはるかにおくれたというか、平均的な対策になる。そんな法案で何がプラスになるんだ。それじゃ、そこへ指定されて、下水やら早くなるのかと。いったら、お金の関係があつて、そう早くならない。今のあなたの話を聞いたら、農林省も建設省

も相談するんだ、こうおっしゃるけれども、今の国の行政機構の中で下水道計画、河川改修一つとつても、地方と中央とが、特に中央の御意見を伺つて、そして、その中でお認めをいただかなければ何もできない仕組みになつておるじゃないですか。十分連絡し合つていますよ。

そういうことを考えると、この法案をつくつて、本当にセールスポイントというのは何なんだといふことを私は御説明いただきたいとききからずつと聞いているのです。窒素や磷の何やかやといふのは後の問題であります。おわかりいただけませうか。僕のところは、もう一つ言つたら、これは党内でやつて、どうする、こうなつておるわけですね。こんなものが出てきて、あるよりかいい方がましと言つたら、本当にあなたに失礼だけれども、そういう感じがあるわけですね。そういう気持ちもやはりわかつてください。もう少しそういうことを考えて御説明ください。

○佐竹政府委員 後刻大臣からお答えいたしますが、それでは先生の御質問に端的にお答えいたしますと、例えば琵琶湖にいたしまして霞ヶ浦にいたしまして、県が例えば上乗せの条例で規制をやろうとする、そうしますと、これはそれぞれ関係部局に協議しますが、それぞれ中央の省庁の意向というものをある程度考えていかなければならぬ。それから、例えば下水道整備計画一つつくりますと、それから農林省の事業がございまして、整備事業という農林省の事業がございまして、そういう事業でも、これは湖沼の対策としてこれをやつてほしいといふことをそれぞれ関係部局で申し入れまして、それは本省で事業予算を採択してもらわなければならないといふやうな問題があるわけではございまして、結局湖沼対策で第一線で苦労している人たちが、こういう法律ができてこの水質保全計画というものを立てれば、それそれの実際の行政手段を持っている部局に対して非常に話がしやすい。それが先ほど中央と地方、それから、それぞれの所管部局の間でコンセンサスをつくつて進めるといふやうに申し上げ

げたことの意味でございまして、そのようなことがございしますものから、要は、この法律ができてこういう計画ができれば今よりはるかに仕事やりやすくなるというのが、現実には都道府県で湖沼対策で苦勞されている第一線の担当者の方々の御意見でございまして、私の御説明が不十分でございまして御理解いただけない点は大変申しわけないと思いますが、一番端的に申し上げますと大体そのようなことだというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○上田国務大臣 ちよつと補足をさせていただきます。

今局長の方から、仕事のしやすいということだけを申し上げましたけれども、実は、この計画を立てるといふことは、例えば琵琶湖をとつてみますと、生活排水を一つとりますと、その排水の処理はやはり下水道でございまして、その下水道が、實際上五カ年計画を立てるその五カ年の間にどこができるのかということとございまして、やはり人口集中地区しかできない。そうすると、そのほかのところは一体どうするんだ。やはりふん尿が出てくる。そういうものに対してはどうするんだ。これがやはりこの計画の中に入ってくるわけとございまして、例えばし尿処理施設をつくるとかあるいは生活排水対策の事業をやるとか、そういうようなこと、この地域に対してはこういうような仕事をやる、この地域に対してはこういう仕事をやる、この五カ年間の計画を知事さんがお立てになる、そして、それを国の方の各省が認めるわけとございまして、それに対してはもう全力を挙げてそれに協力をするようにしていただく。きょうおいでをいただいております各省もそういう話をしておりましたが、そういうことになつてバランスのとれた計画ができていく、こういう点にメリツトがあると私は思ふのでございます。

〔煙委員長代理退席、委員長着席〕

○中井委員 やむを得ず納得をいたしますが、それは上田長官、総理大臣で大蔵大臣みたいなこと

をおつしやるけれども、そんなことを言つて、計画をつくつて予算がつくのじゃないでしょう。計画を認めたら全部予算をつけるようなことを言つていますが、そんな簡単なものなら、瀬戸内海だつて琵琶湖だつてとつきの間にみんないろいろなことができています。なかなか、こういう法案をつくつても、この法案のもとにそんな特別に予算がつかないじゃないか、そういう中で何のプラスがあるんだ、こういうことを聞いているのに、戻つたらみんな同じ答えになるのであります。基本的なことをお尋ねすればいいわけでありまして、今の御答弁で次の問題に移らしていただきます。

先ほど佐竹局長の御答弁にもありました窒素、燐の対策でございまして。これまた社会党さん、公明党さんの議論の中で、通産省との話し合いが何か覚書という形であるとかないかという話もございましてけれども、一つは、前回、前々回の国会で、五十八年に出来ましたこの法案が廃案になった。今回私もスミーズに出されてくるものだと思つておたら、大変時間がかつた。その時間がかつた裏には、通産省と窒素、燐の規制問題で話し合いが行われたと聞いております。通産省が窒素、燐をやめておけと言つておるのじやなしに、通産省はこの湖沼法の中へ窒素、燐の規制を盛り込むべきだということを言つて調整がされた、結果、それでは法案は間に合わないというところであるから法案としては窒素、燐の規制を含まずに出しておいて、それから中公審の答申を待つて、その答申を水濁法の中に織り込んで対応する、こういうことで話がついてこの法案ができればせであるけれども出された、私もそれはそのように聞いておりますけれども、それでいいわけですか。

○佐竹政府委員 大筋、先生のおつしやられるようなこととございまして。要は、窒素、燐の規制の必要性につきましても通産省も認めておられます。それをどういう広がり、しかも、どういう手法で行政として推し進めるかという点について

若干議論が聞かれたわけとございまして。大筋としては、先生のおつしやられるようなことで結構でございます。

○中井委員 なぜ、前回出されるときには議論にならなかつたのですか。

○佐竹政府委員 実は前回も議論になりました、それは今後の検討事項ということになつておつたわけとございまして、それがたまたま法律が廃案になつた、いわば全く新しい観点から法律の検討ができるということになつたわけとございまして、そのような観点から窒素、燐の規制を湖沼法自身でやつたらどうかという御意見があつたことは事実でございます。さようなこととございまして。

○中井委員 そうすると、先ほどからたびたび御確認もあつたわけとすけれども、中公審から出てきたらこの湖沼法の中へ法案修正として入れるのはなしに水濁法へ入れるということですか。

○佐竹政府委員 さうでございまして。水濁法によつて窒素、燐を法令指定して水濁法の体系で規制をやつていきたい、かようなこととございまして。

○中井委員 そうすると、既にやつておる琵琶湖あるいは霞ヶ浦なんかは水濁法の上乗せという形になる、これもそういうこととすね。

○佐竹政府委員 先生の御指摘のとおりでございます。

○中井委員 この問題が議論されておる一つの中に、この窒素、燐の排水基準は湖沼に関して明確に中公審の方から答申ができるようになったというところですか。そして、その答申されたものは湖沼に限るといふ形で水濁法での適用になるのですか。

○佐竹政府委員 排水基準を定めます場合には、まずその前提といたしまして環境基準の策定が必要になるわけとございまして、五十七年十二月に窒素、燐の環境基準が湖沼について策定されたわけとございまして。したがしまして、窒素、燐の排水規制につきましては、その環境基準を前提とし

て規制値を決める関係上、当然湖沼についての窒素、燐の排水規制である、かようなことになるわけとございまして。

○中井委員 きょうは通産省を呼んでおりませんので、私はまた次の機会の委員会で質疑したいと思ふのですが、建設省の問題あるいは通産省の問題、それぞれ大変苦勞してこの法案をまとめられたわけとす。申しわけないが、またもとに戻るわけとす。そして、戻つた段階で、この法案でもって本当に目をみはるような効果が出てくるかどうかを考えると、私も寂しいような、じくじたる感じが正直に言つてございまして。

大臣、それでも私もこれはこの法案があつた方が、例えば琵琶湖や霞ヶ浦のようにきちつと条例ができて、計画もできて着々と浄化に向かつて頑張つておられる湖沼だけではないわけとあります。現状を維持するのには精いっぱい湖沼がたくさんあるわけとあります。それはこれらの法案のもとに計画設定がされて、時間がかかることも前進する、これはこれで結構なことかという判断にも立つてございまして、実際は運用だろう、どういふ計画をつくつてどういふ予算配分をしていくかという運用だろうと思ふのです。これを本当に環境庁としてやらして行く、こういう決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○上田国務大臣 この湖沼法の成立を見ました上におきましては、指定湖沼について知事さんがお立ていただく計画の実行に当たりましては、その予算の要求並びに配賦に對しまして各省に對して私どもの方からも強力に申し入れをさせていただきます。

○中井委員 終わります。

○竹内委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 大変限られた時間とございまして、基本的な問題だけしかお伺いできませんが、まず法案の基本的な問題点についてお伺いをしていきたいと思ひます。

湖沼が予想以上に汚れているのだ、それは霞ヶ浦や諏訪湖や琵琶湖だけではないのだ、全国ほと

んどの湖沼が汚れてきて一刻も早く手を打たなければならぬというふうに言われてから本当に絶えて久しいという思いがいたします。したがって、こうした湖沼の深刻な汚染の状況から考えますと、この法案は、一定の改善策は含まれているとは思いますが、同時に重大な弱点も抱えていると言わなければならないと思うわけであります。

何といってもその第一は、きょうは随分出ましたけれども、八一年一月に出されました中公審答申との比較、ここで見れば、諸問も答申も「湖沼環境保全のための制度のあり方について」、そうありながら、出された法案が「水質保全」というふうに変わった。このことは大変遺憾であります。どうしてこういうことになったのか、私はきょうはそのところを率直に聞かしていただきたい。御自身が「湖沼環境保全」というふうに出されたが「水質保全」という形に変えられたのは、これは話が合わなくなるのじゃないかと思いが、大臣、率直なところをお聞かせいただきたいわけですが。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。

湖沼環境保全の考えから湖沼水質保全という名前、制度に変わってきたのではないかと御質問でございますが、実は中公審から答申をいただいたまま湖沼環境保全というもので、水質の保全ということも実は入っております。この湖沼の水質が悪い、水質が悪くなつて非常に困る、例えば手賀沼に行ったらもうにおいがして濁つて、そして、ぶくぶく下から気泡が出てくる、こういうようなことで、早く水質をよくしてもらいたい、こういうお話が非常に切実に出ておるのでございます。同じようなことが印旛沼また霞ヶ浦につきましてもお話が出ておる、諏訪湖あるいはまた琵琶湖においてもそういう話が出てくる、こういうことから環境保全という面、これはもちろん車の両輪で考えていかなければならぬのでございませうけれども、幸いにして環境保全の方はいろいろ、例えば琵琶湖におきまして

も、先ほど申し上げましたように、自然公園法というふうなものが相当かつておるし、そういう面を考えていけば、そう今すぐこれに議論をしてやっていくということよりも、むしろ水質の方を先にとにかく何とかしなければいけないのではなからうか、こういうことから、実は湖沼環境保全ということから湖沼水質保全法ということに名前を変えさせていただいて、そういう内容で、環境の方は他の今あります法律を駆使させていただいて保全を図っていただかせていただきたいと思つておるのですが、そういうことでそれがもしぐあいが悪いようになつてくるようではございまして、私もまた検討をして、この水質保全法をやつております間に考えていきたい、こういうふうにも考えておるのでございます。

○藤田(二)委員 関係省庁との調整の中で何がネックになつて水質保全になつたのかという御答弁はいただいております。ちよつとそれは後ほどお願いをしたいわけですが。

ただ、大臣の御答弁を聞かせていただいて、時間がかつておるというふうな思ふのです。御答申の方は、だから現行法を十分活用しなければならぬけれども、それだけでは限界があるのだということを言つておるのではないのでしょうか。現行法を十分活用するというのは、言葉をかえれば当たり前のことなんです。当たり前のことなんでしょうけれども、現行法の十分な活用であつても、そういう個別対策ではその効果に限界がある、しかも湖沼の水質及びその周辺の自然的環境を一体のものとして保全することが大事なんだ。大臣御自身もおっしゃいましたけれども、水質と環境の保全は車の両輪なんだ、その車の両輪の片側がとれているから、だから諮問のときも環境保全というふうに出された、答申も環境保全というところで出されて、いわば大臣は今の法律が成立して進めていく中で補足をしたいという意図のこともおっしゃつたかと思ひますが、そうではないにしても、それはもう遅いのだということが答申の中にうたわれておるのではないのでしょうか。そ

の点はいかがでしょうか。率直なところを教えてください。

○佐竹政府委員 できるだけ簡単に御答弁申し上げますが、確かに中公審から既往の制度を活用して、それ以外に新しい地域、地区の制度を設けて、こういう御答申をいただいたわけではございまして、政府部内でも種々検討したわけではござい

ますが、一応一つの考え方としては、今も御指摘のございました既往の制度を活用すれば十分ではないか、こういうことがございまして、これに対して私どももいたしましては、確かに制度的には整つておるけれども、その運用をまさに湖沼の環境の保全なり、その環境の保全を通じて水質の保全にも配慮して運用してもらわなければ困るというふうな、こういう議論がもう一つあつたわけではございまして、そのようなところから法律の二十五条に、これはいわゆる訓示規定ではございませうけれども、湖沼の水質の保全に資するよう緑地の保全その他湖沼の自然環境の保護に国及び地方公共団体は努めなければならないという規定が入りました。

それからもう一点、湖沼の自然環境の保全につきましては、都道府県知事の策定いたします湖沼水質保全計画の中にうたわれるわけではございますが、その水質保全計画とこの二十五条の規定の趣旨を生かすように、各省において制度を運用していただく、こういうことで、私どもとしては、現段階では一応目的は達成できるのではないかと考えている次第でございまして。

○藤田(二)委員 ネットの問題は……。

○佐竹政府委員 先ほど申し上げましたように、中公審の答申で「検討すべきである」ということについて政府部内で検討した際に、それぞれ既存の制度を所管する省庁のお立場から、これらの制度を活用すれば一応目的は達せられるのではないかと、こういう議論があつたことは事実でございまして、それに対して私どもとしては、それを湖沼の環境保全あるいは環境保全を通ずる水質保全の

ために運用していただくような意味で、水質保全計画それから法律の二十五条というふうな規定を設けることで、政府部内で意見がまとめられた、一致した、かようなことでございまして。

○藤田(二)委員 そうすると、大臣、まともに環境保全というふうな打ち出せなくて、水質保全というところで法案を出した、しかし中身は答申の精神を尊重し、そして名は捨てても実はとつて、これからは湖沼の環境は、先ほど大臣がおっしゃつたように、これまでのような開発先行ではなしに、この法律によつて環境も守られていくのだ、そういうふうな確信を持つて言つていただくことはできますか。

○上田国務大臣 そのように考えております。

○藤田(二)委員 えらいあつさり……。それで、その中身のことでお尋ねをしていきたいのです。

湖沼の水質保全基本方針についてですが、この法案を見ますと、「湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ」、「基本方針を定める、こういうふうになつております。もちろん私は治水、利水、水産に配慮するということを一般的に否定するわけではないのですが、現実の問題としては、このところでも環境保全の問題はぶつかるわけですね。河川でもそうですが、治水で水辺がつぶされるとかそういうふうなことで、このところでも環境保全と競合するわけです。しかしながら、先ほど大臣がきつぱりおっしゃつたようなお立場を貫くというならば、基本理念としては当然環境の保全を優先するということがあらねばならないというふうに思ひますし、そうでなければ法律が意味してこないというふうな考へるわけですが、大臣の御答弁をお願いいたします。

○佐竹政府委員 私から一応、法律の解釈の問題でございまして、御答弁申し上げまして、さらに大臣からお答え申し上げます。二条の三項でござい

に講ずることを基本理念として定める」、その場合の配慮事項として「治水、利水、水産その他の公益的機能」というふうなことがうたわれているわけでごさいます。一般的に言えば利水とか水産というのは水質保全を図る上ではまさに保護法益でございまして、水質保全と相反するものではございせん。また、治水につきましても、水質保全と同様に極めて公共性の高い機能でございまして、これらが両々相まって初めて適切な水域の管理ができることになるわけでごさいます。これはそのような思想をうたつたわけでごさいます。一応法律の解釈としてはそのようなことになるかと思ひます。

○藤田(ス)委員 甘いんですよね。きょうは時間がありまけんから次の機会にしますが、利水なんというふうなことになるまで、これは環境保全と全くうまく整合しない問題というのはたくさんありますよ。まして基本理念の問題だから大事だと思つて私がお尋ねをしているわけなんです。

あわせて後ほど大臣の御意見をお伺いしたいわけですが、その二条三項でもう一つ、「汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策」、こう言っているわけですが、この均衡という場合、例えば一方では下水の建設が非常におくれている。工場の方は、何でうちばかりそんな厳しいことを言うてくれるんや、生活排水の方は垂れ流しやないか、こういうのはしよつちゅう出てくるわけですね。この「均衡ある」という言葉を使われると、そういうような工場排水の規制がこの言葉で甘くされていくんじやないかという懸念を抱かざるを得ないわけですが、この点はいかがですか。

○佐竹政府委員 御指摘の点につきましては、今お話にもございまして、汚濁原因としては産業系の排水による汚濁と生活系の排水による汚濁と両方あるわけでごさいます。その両方の対策が均衡をとることが必要である、かようなところからこの文言が入つたわけでごさいます。私どもといたしましては、湖沼の水質を保全するという観点には、やはり広く関係者が公平に分

担をしていくべきであらう、こういう考え方が基本にございまして、ここに「均衡ある」という文言が入るのは適切であらうと思つたわけでごさいます。したがって、問題は、いかにして生活系汚濁負荷に対する対策の推進を図っていくかというところでございまして、先ほど来その対象湖沼のある程度絞らざるを得ないというふうに申し上げたのもそのような観点からでございまして。私どもとしては、まさに規制と施設の整備は車の両輪であるというふうな考えでおりますので、若干時間的な前後その他の問題はございまして、基本的には両方の対策を均衡をとつて進めていくことが水質保全対策を円滑に進めていくゆえんではないか、かように考えておる次第でございまして。

○藤田(ス)委員 大臣の御意見をお伺いしたいわけですが、今この二条三項の中の二つの問題に指摘しました。一つは、「公益的機能に十分配慮しつつ」、そのことが環境保全ということと整合してはしないか、もう一つは、「均衡ある水質保全対策」、その「均衡」が低きに合はすという足引つ張りの役割を果たしてはしないか、こういうことでただしたわけですが、大臣の御意見をお伺いしたいわけですが、

○上田国務大臣 今二つの御質問がございまして、一つは、均衡のある計画ということでごさいます。私が考えておりますのは、例えば琵琶湖をとつてみますと、生活排水が非常に大きなウェイトを占めておる。その生活排水の中でも一番集中しておるのはやはり人口集中地帯でございまして、この大津の辺に對する下水道の推進というものが図られてまいります。また、彦根、米原、米原はちよつと小さいですが、長浜、この付近の下水道も推進をされる。ところが、そのほかの地域というのは何にもやられない。下水道の垂れ流しと言つたらいいませんが、そういう形に自然になつておる。そういうところのし尿をどうするか。これに對して厚生省がし尿処理という考え

を出して、それを処理していただくというような計画を、これは知事さんが立てるのですが、それを認めてもらつて推進をする。あるいはまた、生活排水の大きなため池みたいなものをつくつてそれを処理する。いろいろなことを考えていただく。あるいは農地の集落地域等に対して、小さな下水道と言つた方がいいかもしれません。そういうものを農林省がお考えをいただく。そういうような計画を県で立てていただく、五カ年間でできるだけのことを進めていくというふうな形にバランスをとつてやつていただく。一方においては、工場の排水というものに対しても規制を行つていく。これもやはり工場の状況を見ながら五カ年間にどれだけのやるかということ、もちろん国の方を持つてきていただくわけでごさいますから、それを各省に了解してもらつたということになりますので、そういうことになると順序よく進んでいくのではありませんか、こういうことをもつて均衡のある計画ということが言えるのではないかと申すのでございまして。

それから、もう一つの御質問は、公益的機能に配慮しつつということでごさいます。これと環境とどういふかかわり合があるか、反対になるんじゃないかというふうな御質問がなかつたかと思つたのでございまして、公益的問題、これは水産に一つ例をとらしていただきますと、例えばそのアユの問題がございまして、アユが産卵をするところというのがだんだん消滅をするというふうなことも起こる。それで実は人工河川をつくらしていただいたのでございまして、上流に水をポンプアップしておいてだあと流して、アユがそこへ上がつていって産卵をする、そういう産卵にふさわしい川をつくつたのでございまして、そういうものが環境破壊と言われるとちよつと困るのでございまして。また新しい一つの環境の創造というふうなものにもなるのではありませんかと思つたのでございまして、そういうふうなことをやります場合におきまして、これは人工河川でございまして、環境を考えたからそういう施設をつくつていくと

いう考え方、それは漁業という公益に對しての一つの施設でございまして、そういうものをバランスよく調和のとれたものをつくつていく、こういうふうなことを考えておるのでございまして。

○藤田(ス)委員 もう持ち時間が――大臣が余り熱心に話をしてくださつて、気が弱いのではなかぬと、歯どめをかけられぬわけですが、いづれにしても、大臣のお話を聞いておりまして、私は、この答申の中の八の「財政的措置」という文言を思ひ浮かべざるを得ないわけですが、環境保全計画のもとに行われる各種の施策は、いづれもその実施に当たつて多額の費用を要するものであり、財政上できる限り財政措置を講ずるべきである、まことにそのとおりでありまして、それが欠落しているというのがもう一つの点であります。その問題は次回に譲りまして、もう時間が終わりましたので、最後に、もう一問だけお聞かせをいただいて、終わりたいと思ひます。

窒素、燐の規制の問題については、先ほどから出ておりました。そして、それがかなり限られた範囲を對象にそういう排水規制基準が出されてくるということも十分伺うことができたわけでありまして、けれども、夏をめぐって実施――夏といひましても七月、八月、九月、あるいは六月も夏と人々は呼びます。一体、何月の夏を指しておられるのか、もうはつきりとした時期を示していただきたい。最後に、この法案によつて指定しなければならぬという湖沼は幾つあるのか。指定せねばならないなと思つておる湖沼と、それから常識的に考えてこれはどうしても外すことなく指定すべきであると思つていらつしやる湖沼と、二つ、違いがあると思つたのでございまして。どうして湖沼は、名称をはつきり挙げていただきたい。それから、指定をせねばならないと思つていらつしやる方は、幾つ結構です。

三つお伺いしましたよ。これで終わります。○佐竹政府委員 夏といつても期間は広いという御指摘でございまして、六月ということとはちよつと時間的に間に合わない、余裕がないと思ひま

す。いずれにしても、湖沼法が成立いたしましたして、湖沼対策が発足する際には、窒素、磷の規制というのほまさに車の両輪と申しますか、一方の有力な手段でございますが、間に合うように措置してまいりたいというふうに考えております。

それから、湖沼でございますが、どうしても必要であるというふうに私どもが判断いたしておりますものは十湖沼でございます。琵琶湖、霞ヶ浦、諏訪湖、矢道湖、中海、印旛沼、手賀沼、児島湖、相模湖、釜房ダムというようなところを一応考えております。さらに検討の過程で若干の変動があるにしても、大体これらは変わりません。あと、さらにもう十湖沼程度は当面やってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○藤田（ス）委員　ありがとうございます。

○竹内委員長　次回は、来る十五日火曜日午前十時理事会、十時十五分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

昭和五十九年五月二十二日印刷

昭和五十九年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K